

ビジネスジェット機(外国籍機)の各種申請手続き

国土交通省 航空局
国際航空課

2024年(令和6年)9月1日

I. 概要

- I-1 [外国航空機の申請一覧](#)
- I-2 [申請から許可までの流れ](#)
- I-3 [申請の受付時間と申請窓口](#)

II. 申請対象及び手続き

- II-1 [シカゴ条約の締約国の国籍機の航行\(航空路以外\)について](#)
(航空法第126条第1項)
- II-2 [シカゴ条約の締約国以外の国籍機の航行 他について](#)
(航空法第126条第2項)
- II-3 [指定外空港の使用 \(指定空港以外での離着陸\) について](#)
(航空法第126条第5項但し書き)
- II-4 [本邦各地間の使用 \(移動\) について](#)
(航空法第127条但し書き)
- II-5 [有償運送 \(ワンユースチャーター\)](#)
(航空法第130条の2)

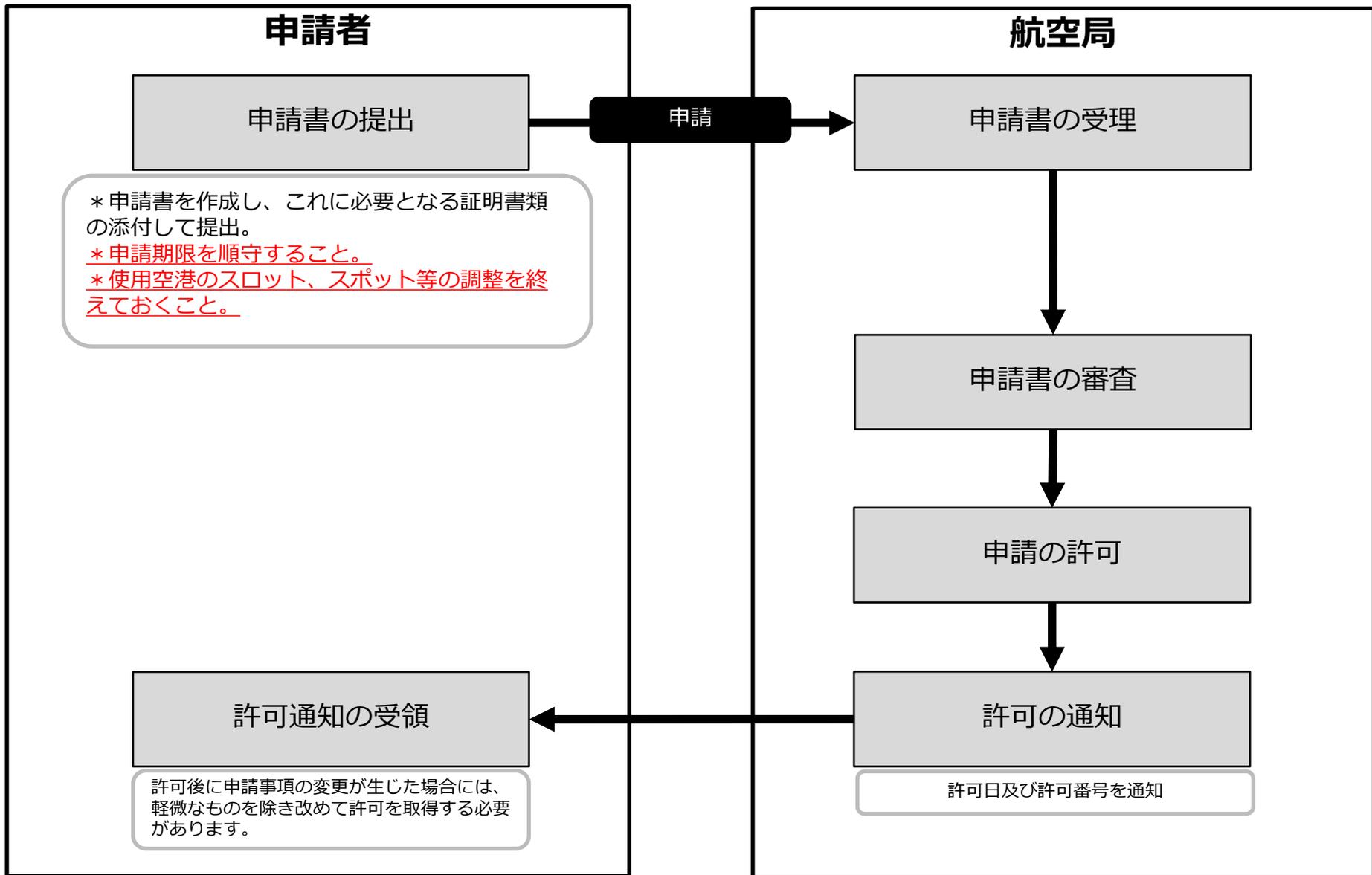
III. 参考資料

- III-1 [申請期限の特例通達等①](#)
- III-2 [申請期限の特例通達等②](#)
- III-3 [国際航行に接続する本邦各地間の有償運送の補足](#)
- III-4 [転売等の禁止](#)
- III-5 [変更申請の要否](#)

I . 概 要

シカゴ条約 = 国際民間航空条約 法 = 航空法 規則 = 航空法施行規則 BJ = ビジネスジェット 申請期限の● = 規則で示す申請期限

	申請許可区分	根拠法令・通達等	申請期限
1	シカゴ条約締約国の外国の国籍を有する航空機の航空許可 *航空路以外を航行する場合	法第126条第1項 規則第230条	● 航行の予定期日の10日前 ・ 航空路のみを航行する場合は申請不要
2	シカゴ条約締約国以外の国籍を有する航空機の航行許可	法第126条第2項 規則第230条 (通知) 台湾籍の自家用ビジネスジェット手続期限の短縮(平成26年2月12日お知らせ)	【本邦入出国の場合】 ● 航行の予定期日の10日前 ✓ 台湾国籍の航空機であって商用目的の場合は3日前 ✓ 台湾国籍の航空機であって緊急商用の場合は24時間前 【本邦領空通過の場合】 ● 航行の予定期日の10日前 (台湾国籍であっても本邦に離着陸しない場合は10日前)
3	指定外空港使用許可	法第126条第5項但し書き 規則第230条の2 (通達) 令和5年5月30日付国空国第718号	● 着陸又は離陸の予定期日の10日前 ✓ 商用目的、医療目的、観光目的、給油目的の場合は3日前 ✓ 上記目的の場合で申請期日の超過がやむを得ない事情がある場合は24時間前 ✓ 急患搬送の場合は24時間前を過ぎても事案がわかり次第
4-1	国内使用許可 *海外接続も含め、ローカルフライト以外の航行を含む場合	法第127条但し書き 規則第231条 (通達) 平成28年10月26日付国空事第4192号 令和5年5月30日付国空国第718号	● 使用開始予定期日の3日前 ✓ 羽田空港-成田空港間を運航する空輸便は24時間前 ✓ 商用目的、医療目的、観光目的又は給油目的の場合で申請期日の超過がやむを得ない事情がある場合は24時間前 ✓ 急患搬送の場合は24時間前を過ぎても事案がわかり次第
4-2	国内使用許可 *陸送等により本邦内に輸送され国際航行に接続しないローカルフライトのみを行う場合	法第127条但し書き 規則第24条第1項 (通達) 令和5年5月30日付国空国第718号	● 使用開始予定期日の3日前 * 申請先は当該空港を管轄する東京航空局又は大阪航空局
5	有償運送許可	法第130条の2 規則第234条の2 (通達) 平成25年10月30日付国空事第3529号 令和5年5月30日付国空国第718号	● 航行の予定期日の30日前(なお、本邦に事務所又は代理人を置いている場合は航行の予定期日の10日前) ※以下は本邦に事務所又は代理人を置いている場合に限る。 ✓ 商用目的、医療目的又は観光目的の場合は3日前 ✓ 上記目的の場合で申請期日の超過がやむを得ない事情がある場合は24時間前 ✓ 急患搬送の場合は24時間前を過ぎても事案がわかり次第



留意事項) 航空法では、許可を受けずに運航した場合への罰則(懲役若しくは罰金)が設けられています。

受付時間：平日 10：00～17：00

申請窓口：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部

国際航空課 国際運送係

E-MAIL:hqt-jcab_kokusai-unso01@gxb.mlit.go.jp

電話番号 代表03-5253-8111

(補足事項)

- 電子メール (E-MAIL) による提出可。
- 急を要する申請の場合は、送信メールの件名に「緊急」などの文言を入力するとともに、送信後に担当者へ電話にて連絡をお願いします。また、本件の申請が明らかになった段階で、申請窓口へ事前に連絡をお願いします。

Ⅱ-1 シカゴ条約の締約国国籍機の航行 (航空路以外)

(航空法第126条第1項)

II-1 シカゴ条約の締約国の国籍機の航行（航空路以外）

【1】申請対象

○シカゴ条約の締約国たる外国籍の航空機が、以下の航行を行う場合が対象。

- ①外国から出発して日本に到着する航空機。
- ②日本から出発して外国に到着する航空機。
- ③外国から出発して日本の領空を通過し、外国に到着する航空機。

但し、**航空路のみを航行する場合は、申請は不要。**

※航空路のみを航行するのであれば、技術着陸（テクニカル ランディング）の場合も申請は不要。

○主な事例

・プライベート機により世界一周飛行を行っている者がVFRにより航空路以外の経路で日本の領空を通過する、日本の空港で給油又は乗員の休息を取る場合等。

【2】申請手続き

（1）申請期限

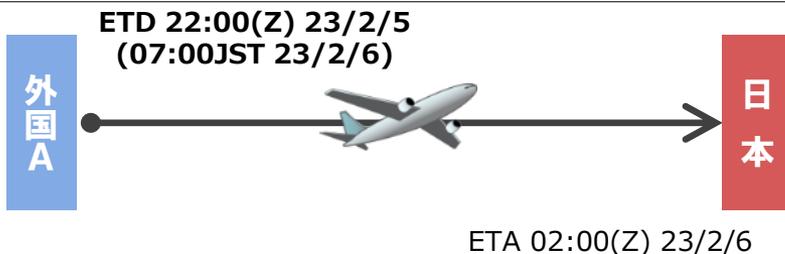
区分	申請期限	起点日時	留意事項
外国発	航行の予定期日の 10日前 まで (法施行規則第230条)	出発地（技術着陸は含まない）の出発日時を日本時間に直し、これを起点とする。 【参照】事例①,③	緊急商用等に関するような特例措置は存在しない。
日本発	上記に同じ	日本出発日時を起点とする。 【参照】事例②	上記に同じ

（2）申請に必要な書類及び記載事項

必要書類（添付書類含む）	記載事項	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 以下添付書類（※必要に応じて） ・旅客（搭乗者）リスト 	法施行規則第230条に規定されている項目を記載。記載方法については、 サンプル様式_01 を参照。	<ul style="list-style-type: none"> ・運航目的や使用機材の状況により他の航空法（第11条、第28条、第60条、第61条、第79条、第127条等）の許可が必要となる場合もあり。 ・領空通過のみであっても、必要書類や記載事項の省略は不可。

II-1 シカゴ条約の締約国の国籍機の航行（航空路以外）

【事例①】 外国から出発して日本に到着する航空機



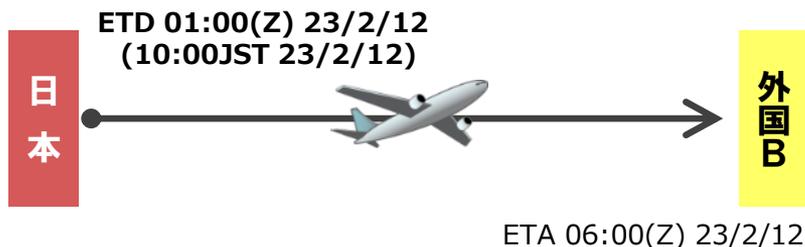
◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の10日前となっている。

この場合、出発地である外国Aの日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は1月27日となる。

1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6
------	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

【事例②】 日本から出発して外国に到着する航空機



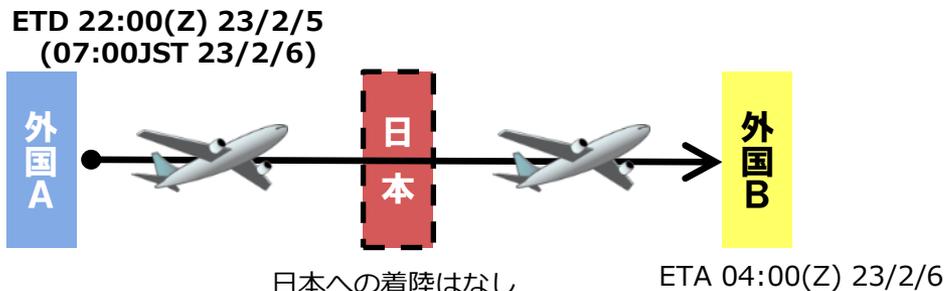
◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の10日前となっている。

この場合、日本の出発日時を日本時間に置き換えると2月12日となるため、申請期限は2月2日となる。

2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------

【事例③】 外国から出発して日本の領空を通過し、外国に到着する航空機



◎申請期限の考え方

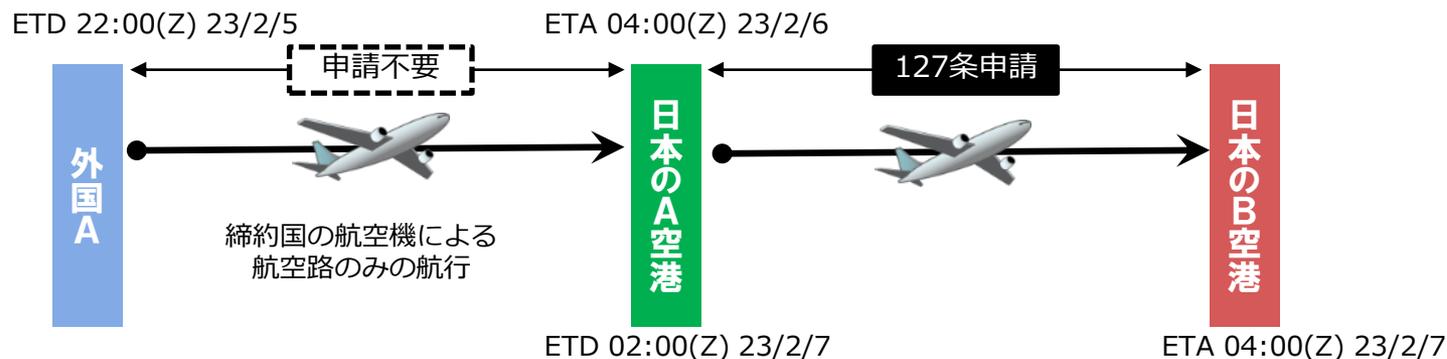
法令により申請期限は航行の予定期日の10日前となっている。

この場合、出発地である外国Aの日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は1月27日となる。

1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6
------	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

II-1 シカゴ条約の締約国国籍機の航行（航空路以外）

【参考】第126条第1項申請ではなく、第127条申請が必要となる場合



◎申請期限の考え方

上記運航は、最初に到着（着陸）する運航は第126条第1項ただし書に定められる、許可を受けることを要しない運航であるため、申請は不要となる。

しかしながら、その後国内2地点間移動の運航をするため第127条但し書きの申請が必要となり、申請期限もそれに従ったものとなる。

詳細は「II-4 本邦各地間の使用（移動）」を参照すること。

II-1 シカゴ条約の締約国国籍機の航行（航空路以外）

サンプル様式_01

 申請番号：XXA-001
 日付：令和〇年9月1日

国土交通大臣殿

 申請者：XXX, XXXX, USA
 代表者：XXXXX XXXXXX
 申請代理人：XXXX アビエーション株式会社
 代表取締役社長 ○○ ○○

国際民間航空条約の締約国たる外国の国籍を有する航空機の本邦入出国許可申請書

標記について、航空法第126条第1項及び同法施行規則第230条の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

記

1. 氏名及び住所並びに国籍

 氏名：XXX, XXXX
 住所：XXXXXXXX, XXXXXXXXXXX
 国籍：USA

2. 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号

 国籍：USA
 型式：△△△型
 登録記号：N12345
 呼出符号：N12345

3. 航行の経路及び航行の日時

ETD SONGSHAN, TAIWAN	(RCSS)	20 SEP / 0145Z	
ETA NAHA, JAPAN	(ROAH)	20 SEP / 0645Z	(20 SEP / 1545 (I))
ETD NAHA, JAPAN	(ROAH)	21 SEP / 2300Z	(22 SEP / 0800 (I))
ETA SONGSHAN, TAIWAN	(RCSS)	22 SEP / 0745Z	

予備期間：+48時間

※72時間を超える予備期間を設定する場合、理由を具体的に記載すること

例) 予備期間：9月30日まで

理由：機体の性質上風の影響を受けやすく、ちょっとした天候不良でも飛行できなくなる可能性があるため

4. 航行の目的

那覇空港：プライベート飛行（無償運航）

5. 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格

 機長：XXX, XXXX / XXXXXX / CPL 234567
 副操縦士：XXX, XXXX / XXXXXX / CPL 232323

 6. 旅客の氏名（全搭乗者）及び国籍並びに旅行の目的
 なし

 7. 積荷の明細
 なし

8. 担当者連絡先

 連絡先：XXXX アビエーション株式会社 担当者：○○ ○○
 TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

以上

II-1 シカゴ条約の締約国国籍機の航行(航空路以外)

搭乗者名簿 (申請番号: XXA-001)

搭乗者氏名	国籍	役職	搭乗区間
無し			

サンプル様式_01

国際民間航空条約の締約国以外の外国の国籍を有する航空機の本邦入出国許可申請の概要 申請番号: XXA-001		
(1)申請者氏名、国籍	ABC AVIATION LTD / TAIWAN	
(2)航空機の国籍、型式 登録記号、呼出符号	国 籍 : TAIWAN 登録記号 : B12345 型 式 : GLF5 呼出符号 : B12345	
(3)航行の経路及び航行の日時	ETD SONGSHAN (RCSS) 20 SEP / 0145Z ETA NAHA (ROAH) 20 SEP / 0645Z (20 SEP / 1545 (1)) ETD NAHA (ROAH) 21 SEP / 2300Z (22 SEP / 0800 (1)) ETA SONGSHAN (RCSS) 22 SEP / 0745Z 予備期間: +48 時間	
(4)航行の目的	那覇空港 : プライベート飛行 (無償運航)	
(5)機長、乗員の氏名及び資格	機 長 : XXX, XXXX / XXXXXX / ATP 234567 副操縦士 : XXX, XXXX / XXXXXX / ATP 232323	
(6)旅客の氏名及び国籍並びに 旅行の目的	なし	
(7)積荷の明細	なし	
(8)地上ハンドリング会社	那覇空港 : XX アビエーション株式会社	
(9)関係空港事務所との調整	調整済 那覇空港事務所 (9月1日)	
国際航空課 記入欄	運航者(会社名)	ABC AVIATION LTD
	許可年月日	令和 年 月 日
	許可番号	国空事 第 号
		防衛省

Ⅱ-2 シカゴ条約の締約国以外の国籍機の航行 他

(航空法第126条第2項)

II-2 シカゴ条約の締約国以外の国籍機の航行 他

【1】申請対象

○シカゴ条約の締約国の国籍の航空機であって外国、外国の公共団体又はこれに準ずるものの使用するもの（ア）及び、締約国以外の外国籍を有する航空機（イ）が法第126条第1項各号に掲げる航行を行う場合が対象。

※技術着陸（テクニカル ランディング）の場合も申請は必要。

○主な事例

ア) 外国政府等が使用する航空機

仮に外国政府等（在日大使館等）から直接許可手続の依頼があった場合、手続きは日本政府と外国政府とのやり取りとなる可能性が高いため、その際はまず国際航空課に連絡。

イ) シカゴ条約の締約国以外の国籍を有する外国の航空機

代表例として、台湾籍の航空機が該当。

【2】申請手続き

（1）申請期限

区分	申請期限	起点日時	留意事項
原則	航行の予定期日の10日前 まで （法施行規則第230条）	出発地（技術着陸は含まない）の出発日時を日本時間に直し、これを起点とする。 <u>【参照】事例①,②,⑥</u>	使用機材が民間機であっても、外国政府又は要人等が使用する場合、事前の連絡が必要。
台湾籍の商用目的の場合	航行の予定期日の3日前 まで 「台湾籍の自家用ビジネスジェット手続期限の短縮 （平成26年2月12日運用開始）」	上記に同じ <u>【参照】事例③,④</u>	商用目的の台湾籍機であっても領空通過のみ又は日本への技術着陸のみの場合は、原則どおり10日前まで。
商用目的でかつ、緊急やむを得ない事情がある場合	航行の予定期日の24時間前 まで 「台湾籍の自家用ビジネスジェット手続期限の短縮 （平成26年2月12日運用開始）」	①に同じ <u>【参照】事例⑤</u>	やむを得ない事情が発生したと認められない場合も有り得る。

(2) 申請に必要な書類及び記載事項

必要書類（添付書類含む）	記載事項	留意事項
・申請書 以下添付書類（※必要に応じて） ・旅客（搭乗者）リスト	法施行規則第230条に規定されている項目を記載。 記載方法については、 サンプル様式_02 を参照。 （領空通過の場合は、 サンプル様式_03 を参照。）	運航目的により他の航空法（第11条，第28条，第79条，第127条等）の許可が必要となる場合もあり。 領空通過のみであっても，必要書類や記載事項の省略は不可。

II-2 シカゴ条約の締約国以外の国籍機の航行 他

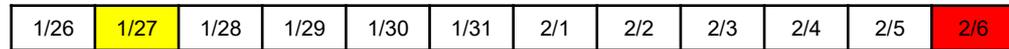
【事例①】 外国から出発して日本に到着する航空機

◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の10日前となっている。

この場合、出発地である外国Aの日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は1月27日となる。

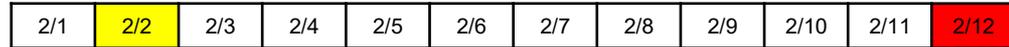
目的が技術着陸の場合も同様。


【事例②】 日本から出発して外国に到着する航空機

◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の10日前となっている。

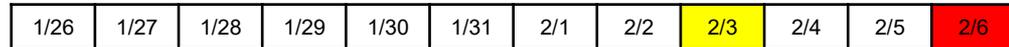
この場合、日本の出発日時を日本時間に置き換えると2月12日となるため、申請期限は2月2日となる。


【事例③】 外国から出発して日本に到着する航空機(商用目的の台湾籍機)

◎申請期限の考え方

航空局の取り組みにより申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合、出発地である外国Aの日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は2月3日となる。



II-2 シカゴ条約の締約国以外の国籍機の航行 他

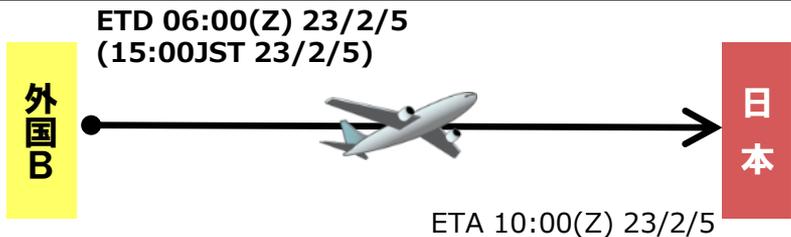
【事例④】 日本から出発して外国に到着する航空機(商用目的の台湾籍機)

◎申請期限の考え方

航空局の取り組みにより申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合、出発地である日本の日時を日本時間に置き換えると2月12日となるため、申請期限は2月9日となる。

2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------

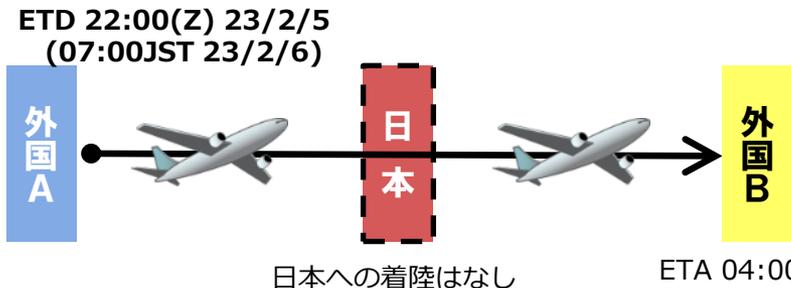
【事例⑤】 緊急商用で外国から出発して日本に到着する航空機(商用目的の台湾籍機)

◎申請期限の考え方

航空局の取り組みにより申請期限は航行の予定期日の24時間前となっている。

この場合、外国Bの出発日時を日本時間に置き換えると2月5日15:00となるため、申請期限は2月4日15:00となる。

1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5
------	------	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----

申請期限 2/4 15:00

【事例⑥】 外国から出発して日本の領空を通過し外国に到着する台湾籍機

◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の10日前となっている。

この場合、出発地である外国Aの日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は1月27日となる。

1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6
------	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

II-2 シカゴ条約の締約国以外の国籍機の航行 他

サンプル様式_02

 申請番号：XXA-001
 日付：令和〇年〇月〇日

国土交通大臣殿

 申請者：ABC AVIATION LTD
 XXX, XXXX, TAIWAN
 代表者：XXXXX XXXXXX
 申請代理人：XXXX アビエーション株式会社
 代表取締役社長 ○○ ○○

国際民間航空条約の締約国以外の外国の国籍を有する航空機の本邦入出国許可申請書

標記について、航空法第 126 条第 2 項及び同法施行規則第 230 条の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

記

1. 氏名及び住所並びに国籍
 氏名：ABC AVIATION LTD
 住所：XXXXXXXX, XXXXXXXXXXX,
 国籍：TAIWAN
2. 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号
 国籍：TAIWAN
 型式：GULFSTREAM 550 (GLF5)
 登録記号：B12345
 呼出符号：B12345
3. 航行の経路及び航行の日時

ETD SONGSHAN, TAIWAN	(RCSS)	12 SEP / 0445Z	
ETA NARITA, JAPAN	(RJAA)	12 SEP / 0725Z	(12 SEP / 1625 (I))
ETD NARITA, JAPAN	(RJAA)	15 SEP / 0445Z	(15 SEP / 1345 (I))
ETA SONGSHAN, TAIWAN	(RCSS)	15 SEP / 0745Z	

予備期間：+24 時間
 ※72 時間を超える予備期間を設定する場合、理由を具体的に記載すること
 例) 予備期間：9 月 20 日まで
 理由：調整中の商談があり、潜在延長となる見込みがあるため
4. 航行の目的
 成田空港：商用の為（無償運航）
5. 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格
 機長：XXXX XXXXX / TAIWAN / ATP 234567
 副操縦士：XXXXX XXXX / TAIWAN / ATP 232323

サンプル様式_02

6. 旅客の氏名（全搭乗者）及び国籍並びに旅行の目的
 ・搭乗者名：XXXX XXXXX / TAIWAN / GEO OF XYZ CO LTD 他 4 名
 ※当該機は XYZ 社の所有機であり、ABC AVIATION LTD へ運航委託しています。
 ※搭乗者名簿（氏名、国籍、搭乗区間）は別紙のとおり。

・旅行の目的：商用の為

7. 積荷の明細
 なし

8. 担当者連絡先
 連絡先：XXXX アビエーション株式会社 担当者：○○ ○○
 TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

以上

サンプル様式_02

搭乗者名簿 (申請番号: XXA-001)

搭乗者氏名	国籍	役職	搭乗区間
〇〇 〇〇	TAIWAN	CEO OF XYZ CO LTD	SONGSHAN→羽田→SONGSHAN
〇〇 〇〇	TAIWAN	CEO SECRETARY	SONGSHAN→羽田→SONGSHAN
〇〇 〇〇	TAIWAN	CORPORATE OFFICER	羽田→SONGSHAN
〇〇 〇〇	TAIWAN	DIRECTOR OF XYZ CO LTD	羽田→SONGSHAN
〇〇 〇〇	TAIWAN	STAFF	羽田→SONGSHAN

サンプル様式_02

国際民間航空条約の締約国以外の外国の国籍を有する航空機の本邦入出国許可申請の概要 申請番号: XXA-001			
(1)申請者氏名、国籍	ABC AVIATION LTD / TAIWAN		
(2)航空機の国籍、型式 登録記号、呼出符号	国 籍 : TAIWAN 型 式 : GLF5	登録記号 : B12345 呼出符号 : B12345	
(3)航行の経路及び航行の日時	ETD SONGSHAN(RCSS) 12 SEP / 0445Z ETA NARITA(RJAA) 12 SEP / 0725Z (12 SEP / 1625(1)) ETD NARITA(RJAA) 15 SEP / 0445Z (15 SEP / 1345(1)) ETA SONGSHAN(RCSS) 15 SEP / 0745Z 予備期間: +24時間		
(4)航行の目的	羽田空港 : 商用の為(無償運航)		
(5)機長、乗員の氏名及び資格	機 長 : XXXX XXXXX / TAIWAN / ATP 234567 副操縦士 : XXXXX XXXX / TAIWAN / ATP 232323		
(6)旅客の氏名及び国籍並びに旅行の目的	XXXX XXXXX / TAIWAN / CEO OF XYZ CO LTD 他4名 商用の為(無償運航)		
(7)積荷の明細	積荷無し		
(8)地上ハンドリング会社	成田国際空港: XX アビエーション株式会社		
(9)関係空港事務所との調整	調整済	成田空港事務所	(9月7日)
国際航空課 記入欄	運航者(会社名)	ABC AVIATION LTD	
	許可年月日	令和 年 月 日	防衛省
	許可番号	国空国 第 号	

サンプル様式_03

申請番号：XXA-001
日付：令和〇年9月3日

国土交通大臣殿

申請者：ABC AVIATION LTD
XXX, XXXX, TAIWAN
申請代理人：XXXX アビエーション株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○

国際民間航空条約の締約国以外の外国の国籍を有する航空機の本邦領空通過許可申請書

標記について、航空法第126条第2項及び同法施行規則第230条の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

記

1. 氏名及び住所並びに国籍

氏名：ABC AVIATION LTD
住所：XXXXXXXX, XXXXXXXXX,
国籍：TAIWAN

2. 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号

国籍：TAIWAN
型式：GULFSTREAM 550 (GLF5)
登録記号：B12345
呼出符号：B12345

3. 航行の経路及び航行の日時

ETD SONGSHAN, TAIWAN (RCSS) 15 SEP / 2250Z
ETA ANCHORAGE, U. S. A. (PANC) 16 SEP / 0920Z

予備期間：+72時間

※72時間を超える予備期間を設定する場合、理由を具体的に記載すること

例) 予備期間：9月20日まで

理由：出発前において調整中の行事があり、出発を延期させる見込みがあるため

進入ウェイポイント：ONIKU

離脱ウェイポイント：PASRO

経路：

ONIKU A593 FUE Y60 ISAKY Y28 DGC V28 IWC HGE RYUOH OYE V28 KCC Y88 GOC
OTR3 ESCAL OTR3 PUTER A590 PASRO

4. 航行の目的

領空通過：米国への商用のため（無償運航）

5. 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格

機長：XXXX XXXXX / TAIWAN / ATP 234567

サンプル様式_03

副操縦士：XXXX XXXX / TAIWAN / CPL 456789

6. 旅客の氏名及び国籍並びに旅行の目的

・旅客の氏名及び国籍：
【RCSS-PANC 搭乗者】XXXX XXXXX / TAIWAN / CEO OF XYZ CO LTD 他2名
・旅行の目的：米国への商用のため
※当該機はXYZ社の所有機であり、ABC AVIATION LTDへ運航委託しています。

7. 積荷の明細

積荷なし

8. 担当者連絡先

連絡先：XXXX アビエーション株式会社 担当者：○○ ○○
TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

以上

サンプル様式_03

搭乗者名簿 (申請番号: XXA-001)

搭乗者氏名	国籍	役職	搭乗区間
〇〇 〇〇	TAIWAN	CEO OF XYZ CO LTD	SONGSHAN→ANCHORAGE
〇〇 〇〇	TAIWAN	CEO SECRETARY	SONGSHAN→ANCHORAGE
〇〇 〇〇	TAIWAN	CORPORATE OFFICER	SONGSHAN→ANCHORAGE

サンプル様式_03

国際民間航空条約の締約国以外の外国の国籍を有する航空機の本邦領空通過申請の概要 申請番号: XXA-001		
(1)申請者氏名、国籍	ABC AVIATION LTD / TAIWAN	
(2)航空機の国籍、型式 登録記号、呼出符号	国 籍 : TAIWAN 登録記号 : B12345 型 式 : GLF5 呼出符号 : B12345	
(3)航行の経路及び航行の日時	ETD SONGSHAN, TAIWAN (RCSS) 15 SEP / 2250Z ETA ANCHORAGE, U. S. A. (PANC) 16 SEP / 0920Z 予備期間: +72 時間 進入ウェイポイント: ONIKU 離脱ウェイポイント: PASRO 経路: ONIKU A593 FUE Y60 ISAKY Y28 DGC V28 IWC HGE RYUOH OYE V28 KCC Y88 GOC OTR3 ESCAL OTR3 PUTER A590 PASRO	
(4)航行の目的	領空通過 : 商用の為 (無償運航)	
(5)機長、乗員の氏名及び資格	機 長 : XXXX XXXX / TAIWAN / ATP 234567 副操縦士 : XXXX XXXX / TAIWAN / CPL 456789	
(6)旅客の氏名及び国籍並びに 旅行の目的	XXXX XXXXX / TAIWAN / CEO OF XYZ CO LTD 他 2 名 米国への商用の為 (無償運航)	
(7)積荷の明細	積荷無し	
(8)その他参考となる事項	(1)地上ハンドリングエージェント なし (2)本件申請担当連絡先 XXXX アビエーション株式会社 TEL 03-XXXX-XXXX	
(9)関係空港事務所との調整	—	
国際航空課 記入欄	運航者(会社名)	ABC AVIATION LTD
	許可年月日	令和 年 月 日
	許可番号	国空国 第 号
		防衛省

Ⅱ-3 指定外空港の使用(指定空港以外での離着陸)

(航空法第126条第5項但し書き)

【1】申請対象

- 外国籍の航空機が、法第126条第1項第1号又は第2号に掲げる航行を行う場合に、国土交通大臣の指定する空港等（一覧表参照）以外において、国際航行に接続する着陸又は離陸する場合（天候その他やむを得ない事由のある場合を除く。）。
※技術着陸（テクニカル ランディング）の場合も申請は必要。
- 主な事例
自家用ジェット機が外国から直接「一覧表」に掲げる空港以外の空港等に着陸する場合、又は「一覧表」に掲げる空港以外の空港等から直接外国に向けて離陸する場合。
- ※申請対象外
外国からの航行において一旦「一覧表」に掲げる空港に着陸し、その後「表1」に掲げる空港以外の空港等へ国内移動する場合。又は「一覧表」に掲げる空港以外の空港等から「表1」に掲げる空港へ国内移動し、その後外国に向けて離陸する場合。

【2】申請手続き

（1）申請期限

区分	申請期限	起点日時	留意事項
原則	着陸又は離陸の予定期日の10日前 まで （法施行規則第230条の2）	出発地（技術着陸は含まない）の出発日時を日本時間に直し、これを起点とする。【参照】事例①,②,⑥	
商用・観光・医療目的、給油目的のための場合	着陸又は離陸の予定期日の3日前 まで （法施行規則第230条の2） ・通達「令和5年5月30日付国空国第718号制定」	上記に同じ【参照】事例③,④	
商用・観光・医療目的でかつ、緊急やむを得ない事情がある場合	着陸又は離陸の予定期日の24時間前 まで ・通達「令和5年5月30日付国空国第718号制定」	上記に同じ【参照】事例⑤	・やむを得ない事情が発生したと認められない場合もあり。
急患搬送で24時間前までに申請ができない場合	事案がわかり次第 ・通達「令和5年5月30日付国空国第718号制定」	上記に同じ	※申請事項が未確定であっても、事案がわかり次第、申請窓口にご連絡してください。

(2) 申請に必要な書類及び記載事項

必要書類（添付書類含む）	記載事項	留意事項
・申請書	法施行規則第230条の2に規定されている項目を記載。 記載方法については、 サンプル様式_04 を参照。	運航目的により他の航空法（第11条，第28条，第79条，第127条等）の許可が必要となる場合もあり。

II-3 指定外空港の使用

一覧表 国土交通大臣が指定する空港 (法第126条第5項の許可を必要としない飛行場) R5.9現在

	空港名	3レター	4レター	利用時間	設置管理
1	成田国際空港	NRT	RJAA	6:00～24:00	空港会社
2	東京国際空港	HND	RJTT	24H	国
3	中部国際空港	NGO	RJGG	24H	空港会社
4	関西国際空港	KIX	RJBB	24H	空港会社
5	新千歳空港	CTS	RJCC	24H <small>*夜10時～翌朝7時の間、離着陸の回数制限あり</small>	国
6	旭川空港	AKJ	RJEC	8:00～21:00	市
7	釧路空港	KUH	RJCK	8:00～21:00	国
8	函館空港	HKD	RJCH	7:30～20:30	国
9	仙台空港	SDJ	RJSS	7:30～22:00	国
10	秋田空港	AXT	RJSK	7:00～22:00	県
11	新潟空港	KIJ	RJSN	7:30～21:30	国
12	広島空港	HIJ	RJOA	7:30～22:30	国
13	山口宇部空港	UBJ	RJDC	7:30～21:30	県
14	高松空港	TAK	RJOT	7:00～22:00	国
15	松山空港	MYJ	RJOM	7:00～22:00	国
16	福岡空港	FUK	RJFF	7:00～22:00	国
17	北九州空港	KKJ	RJFR	24H	国
18	長崎空港	NGS	RJFU	7:00～22:00	国

II-3 指定外空港の使用

一覧表 つづき

	空港名	3レター	4レター	利用時間	設置管理
19	熊本空港	KMJ	RJFT	7:30~21:30	国
20	大分空港	OIT	RJFO	7:30~22:30	国
21	宮崎空港	KMI	RJFM	7:30~21:30	国
22	鹿児島空港	KOJ	RJFK	7:00~22:00	国
23	那覇空港	OKA	ROAH	24H	国
24	青森空港	AOJ	RJSA	7:30~22:00	県
25	花巻空港	HNA	RJSI	8:00~19:30	県
26	福島空港	FKS	RJSF	8:00~21:00	県
27	富山空港	TOY	RJNT	7:00~21:30	県
28	静岡空港	FSZ	RJNS	7:30~22:00	県
29	岡山空港	OKJ	RJOB	7:00~22:00	県
30	佐賀空港	HSG	RJFS	6:30~0:00	県
31	下地島空港	SHI	RORS	8:00~19:30	県
32	新石垣空港	ISG	ROIG	8:00~21:00	県
33	百里飛行場	IBR	RJAH	7:30~21:00	国 (防衛省)
34	小松飛行場	KMQ	RJNK	7:30~22:30	国 (防衛省)
35	美保飛行場	YGJ	RJOH	7:00~22:00	国 (防衛省)
36	徳島飛行場	TKS	RJOS	7:00~21:30	国 (防衛省)

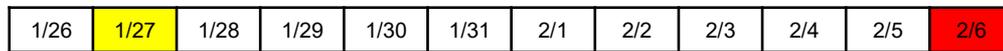
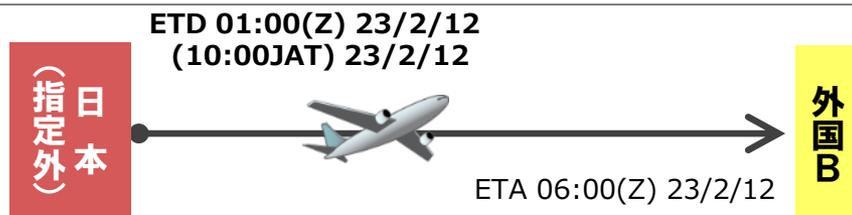
II-3 指定外空港の使用

【事例①】 外国から出発して日本に到着する航空機

◎申請期限の考え方

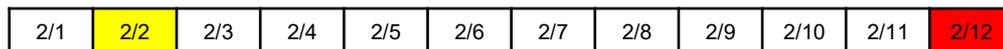
法令により申請期限は着陸又は離陸の予定期日の10日前となっている。

この場合、到着地である日本の日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は1月27日となる。


【事例②】 日本から出発して外国に到着する航空機

◎申請期限の考え方

法令により申請期限は着陸又は離陸の予定期日の10日前となっている。

この場合、日本の出発日時を日本時間に置き換えると2月12日となるため、申請期限は2月2日となる。


【事例③】 外国から出発して日本に到着する航空機(商用, 医療目的)

◎申請期限の考え方

法令により申請期限は着陸又は離陸の予定期日の3日前となっている。

この場合、到着地である日本の日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は2月3日となる。



II-3 指定外空港の使用

【事例④】 日本から出発して外国に到着する航空機(商用, 医療目的)

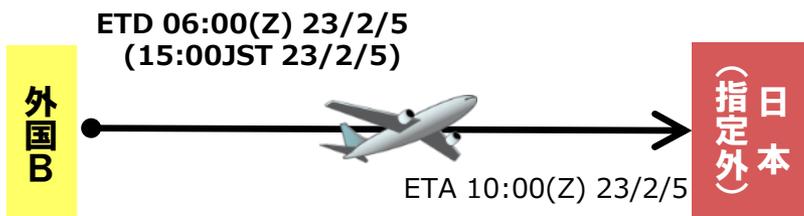


◎申請期限の考え方

法令により申請期限は着陸又は離陸の予定期日の3日前となっている。
 この場合、出発地である日本の日時を日本時間に置き換えると2月12日となるため、申請期限は2月9日となる。

2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------

【事例⑤】 緊急で外国から出発して日本に到着する航空機(商用目的, 医療目的)



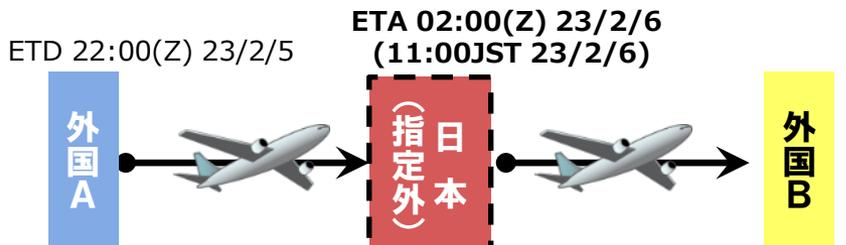
◎申請期限の考え方

通達により申請期限は航行の予定期日の24時間前となっている。
 この場合、外国Bの出発日時を日本時間に置き換えると2月5日15:00となるため、申請期限は2月4日15:00となる。

1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5
------	------	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----

申請期限 2/4 15:00

【事例⑥】 外国から出発して日本で技術着陸をし、外国に到着する航空機



日本では技術着陸のみ

◎申請期限の考え方

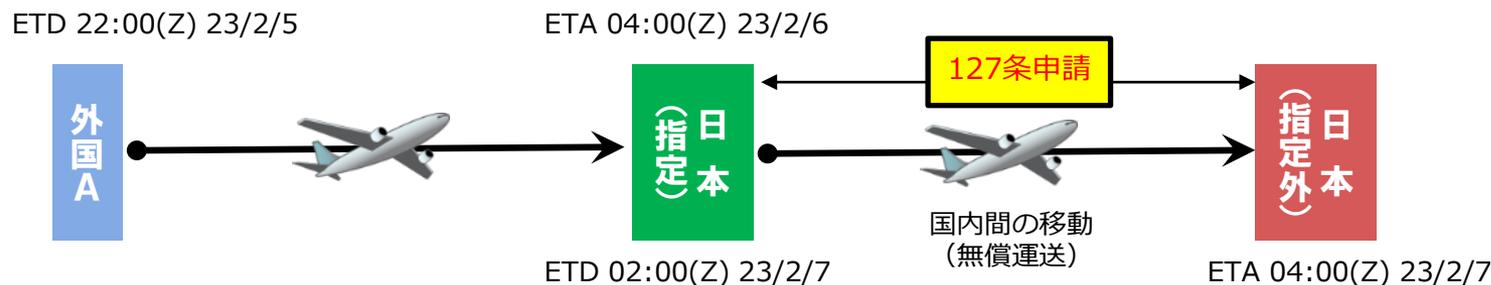
通達により申請期限は着陸又は離陸の予定期日の3日前となっている。
 この場合、到着地である日本の日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は2月3日となる。

ETA 08:00(Z) 23/2/6

1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6
------	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

II-3 指定外空港の使用

【参考】第126条第5項申請ではなく、第127条申請が必要となる場合



◎申請期限の考え方

上記運航は、最初に到着（着陸）する空港が国土交通大臣が指定する空港であるため、第126条第5項による申請は不要となる。指定外空港発、指定空港経由で外国に出発する場合の運航についても同様である。

ただし、その後国内2地点間移動の運航をするため第127条但し書きの申請が必要となる。

詳細は「II-4 本邦各地間の使用（移動）」を参照すること。

II-3 指定外空港の使用

サンプル様式_04

申請番号：XXA-001
日付：令和〇年9月2日

国土交通大臣殿

申請者：ABC AVIATION LTD
XXX, XXXX, U. S. A
代表者：XXXX XXXXXX
申請代理人：XXXX アビエーション株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○

外国航空機の指定外空港使用許可申請書

標記について、航空法第126条第5項ただし書及び同法施行規則第230条の2の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

記

1. 氏名及び住所並びに国籍

氏名：ABC AVIATION LTD
住所：XXXXXXXX, XXXXXXXXX,
国籍：U. S. A.

2. 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号

国籍：U. S. A.
型式：GULFSTREAM 550 (GLF5)
登録記号：N12345
呼出符号：N12345

3. 離着陸しようとする空港の名称及びその日時

ETD BEIJING, CHINA (ZBAA) 05 SEP / 0100Z
ETA KOBE, JAPAN (RJBE) 05 SEP / 0340Z (05 SEP / 1240(1))
ETA KOBE, JAPAN (RJBE) 07 SEP / 0800Z (07 SEP / 1700(1))
ETA ANCHORAGE, U. S. A (PANC) 07 SEP / 1500Z

予備期間：+72時間

※72時間を超える予備期間を設定する場合、理由を具体的に記載すること

例) 予備期間：+120時間

理由：神戸及び次の目的地において調整中の商談があり、最大5日間
神戸出発を遅らせる見込みがあるため

4. 当該空港等における着陸又は離陸を必要とする理由

神戸空港：商用及び給油の為（無償運航）

5. 航行の経路

ZBAA-RJBE-PANC

6. 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格

サンプル様式_04

機長：XXXX XXXXX / U. S. A / ATPL 2345678
副操縦士：XXXXX XXXX / U. S. A / CPL 2323232

7. 支援整備及び地上支援会社等

神戸空港：XX アビエーション株式会社

8. その他

・搭乗者名：

【ZBAA-RJBE-PANC 全区間搭乗】

XXXX XXXXX / U. S. A / CEO OF XYZ CO LTD 他4名

※当該機はXYZ社の所有機であり、ABC AVIATION LTDへ運航委託しています。

9. 担当者連絡先

連絡先：XXXX アビエーション株式会社 担当者：○○ ○○
TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

以上

II-3 指定外空港の使用

サンプル様式_04

外国航空機の指定外空港使用許可申請の概要			
申請番号: XXA-001			
(1)申請者氏名、国籍	ABC AVIATION LTD / USA		
(2)航空機の国籍、型式 登録記号、呼出符号	国 籍 : USA 型 式 : GLF5	登録記号 : N12345 呼出符号 : N12345	
(3)航行の経路及び使用する 空港の名称、日時	ETD BEIJING (ZBAA) 05 SEP / 0100Z ETA KOBE (RJBE) 05 SEP / 0340Z (05 SEP / 1240 (1)) ETA KOBE (RJBE) 07 SEP / 0800Z (07 SEP / 1700 (1)) ETA ANCHORAGE (PANC) 07 SEP / 1500Z 予備期間: +72 時間		
(4)使用目的	神戸空港 : 商用及び給油の為(無償運航)		
(5)機長、乗員の氏名及び資格	機 長 : XXXX XXXXX / U.S.A / ATP 2345678 副操縦士 : XXXXX XXXX / U.S.A / CPL 2323232		
(6)地上ハンドリング会社	神戸空港 : XX アビエーション株式会社		
(7)関係空港事務所との調整	調整済	関西エアポート 神戸 (9月1日)	
国際航空課 記入欄	運航者(会社名)	ABC AVIATION LTD	
	許可年月日	令和 年 月 日	防衛省
	許可番号	国空国 第 号	

Ⅱ-4 本邦各地間の使用(移動)

(航空法第127条但し書き)

II-4 本邦各地間の使用(移動)

【1】申請対象

○外国籍の航空機（無償運送に限る）が、日本国内の各地間を発着する場合（ローカルフライトも含む）。

○主な事例

東京での商用のため外国から自家用機（無償運送）で羽田空港に一旦到着後、大阪での商用のため関西空港へ運航する場合。

※地方航空局へ申請が必要な運航

陸送等により「同一空港において離陸し、及び着陸する」ローカルフライトのみを行う場合。

例として、現地で組み立てを行うようなデモフライト（陸送…A空港離陸 ～ A空港着陸…陸送）

申請は、当該空港を管轄する東京又は大阪航空局にご確認願います。

【2】申請手続き

（1）申請期限

区分	申請期限	起点日時	留意事項
原則	使用開始予定日 の 3日前 まで （法施行規則第231条）	最初に国内空港を出発する日時【 <u>参照</u> 】事例①,②	
商用・観光・医療目的でかつ、緊急やむを得ない事情がある場合	航行の予定日 の 24時間前 まで 通達「令和5年5月30日付国空国第718号制定」	上記に同じ【 <u>参照</u> 】事例③	やむを得ない事情が発生したと認められない場合も有り得る。
空輸便 羽田～成田間限定	航行の予定日 の 24時間前 まで 通達「平成28年10月26日付国空事第4192号」	上記に同じ【 <u>参照</u> 】事例④	
急患搬送で24時間前までに申請ができない場合	事案がわかり次第 ・通達「令和5年5月30日付国空国第718号制定」	上記に同じ	※申請事項が未確定であっても、事案が分かり次第、申請窓口にご連絡してください。 ～次ページへ続く～

(2) 申請に必要な書類及び記載事項

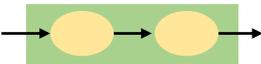
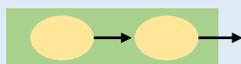
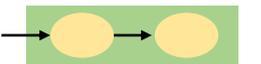
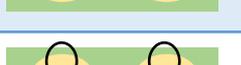
必要書類（添付書類含む）	記載事項	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> 申請書 	<p>法施行規則第231条に規定されている項目を記載。 記載方法については、サンプル様式_05を参照。</p>	<p>運航目的により他の航空法の許可が必要となる場合があり得るので所定の手続きをおこなうこと。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法11条（耐空証明） 法28条（技能証明） 法79条（場外離発着） 法80条（飛行の禁止区域） 法81条（最低安全高度）

●注意事項

陸送・組み立てや外国籍への変更等により、海外から飛来すること無く本邦各地間の使用（移動）を開始する場合、法第11条（耐空証明）、28条（技能証明）関係の許可を受けることが必要となる場合があるので、事前調整のうえ別途手続きをおこなうこと。

II-4 本邦各地間の使用(移動)

飛行の形態による申請先について (R2. 1. 1~)

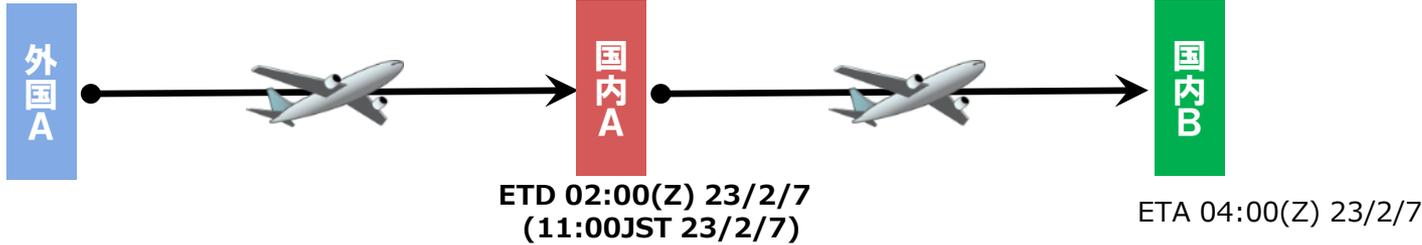
			申請先
1	海外から飛来し, 国内移動せず, 海外へ飛行する		本省航空局国際航空課
2	海外から飛来し, 日本国内を移動し, 海外へ飛行する (ローカルフライト含まない)		本省航空局国際航空課
3	海外から飛来せず(陸送等), 日本国内を移動し, 海外へ飛行する (ローカルフライト含まない)		本省航空局国際航空課
4	海外から飛来し, 日本国内を転々移動し, 海外へ飛行しない(陸送等) (ローカルフライト含まない)		本省航空局国際航空課
5	海外から飛来し, 日本国内を移動し, 海外へ飛行する (ローカルフライト含む)		本省航空局国際航空課
6	海外から飛来せず(陸送等), 日本国内を移動し, 海外へ飛行する (ローカルフライト含む)		本省航空局国際航空課
7	海外から飛来し, 日本国内を移動し, 海外へ飛行しない(陸送等) (ローカルフライト含む)		本省航空局国際航空課
8	海外から飛来せず(陸送等), 日本国内を移動し, 海外へ飛行しない(陸送等) (ローカルフライト含む)		本省航空局国際航空課
9	海外から飛来し, ローカルフライトのみ行い, 海外へ飛行する		本省航空局国際航空課
10	海外から飛来せず(陸送等), ローカルフライトのみ行い, 海外へ飛行する		本省航空局国際航空課
11	海外から飛来し, ローカルフライトのみ行い, 海外へ飛行しない(陸送等)		本省航空局国際航空課
12	海外から飛来せず(陸送等), ローカルフライトのみ行い, 海外へ飛行しない(陸送等)		東京航空局又は大阪航空局

II-4 本邦各地間の使用(移動)

【事例①】 外国から出発して日本に到着し、その後別の国内空港へ移動する場合

ETD 22:00(Z) 23/2/5

ETA 04:00(Z) 23/2/6



◎申請期限の考え方

上記運航は、自家用機（無償）により航空路を航行して「国内 A」に到着し、その後「国内 B」へ移動する航空機である。法令により申請期限は使用開始予定期日の3日前となっている。

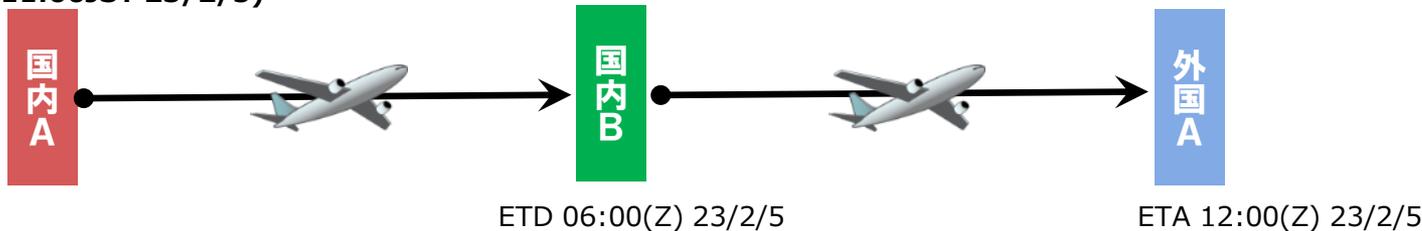
この場合、「国内 A」空港の出発日時を日本時間に置き換えると2月7日となるため、申請期限は2月4日となる。

1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7
------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

【事例②】 国内を2地点間以上移動してから外国へ出発する場合

 ETD 02:00(Z) 23/2/5
(11:00JST 23/2/5)

ETA 04:00(Z) 23/2/5



◎申請期限の考え方

上記運航は、自家用機（無償）により「国内 A」を出発し、「国内 B」に到着後、外国へ出発する航空機である。

法令により申請期限は使用開始予定期日の3日前となっている。

この場合、「国内 A」空港の出発日時を日本時間に置き換えると2月5日となるため、申請期限は2月2日となる。

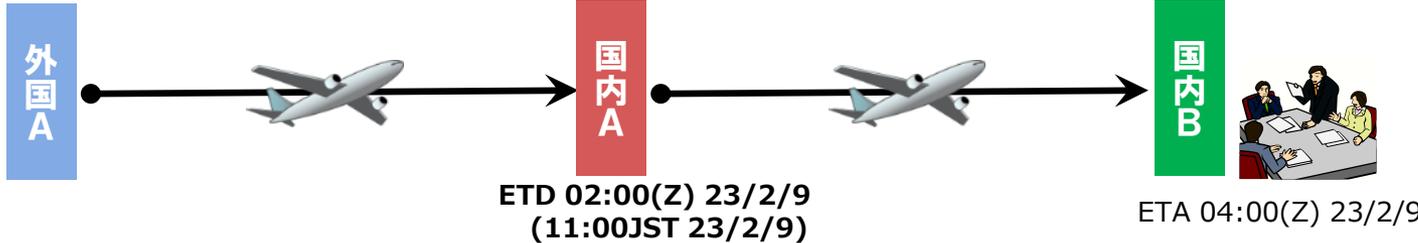
1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5
------	------	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----

II-4 本邦各地間の使用(移動)

【事例③】 緊急商用(目的地「国内B」)で国内間空港を移動する場合

ETD 22:00(Z) 23/2/5

ETA 04:00(Z) 23/2/6


 ETD 02:00(Z) 23/2/9
(11:00JST 23/2/9)

ETA 04:00(Z) 23/2/9

◎申請期限の考え方

通達により申請期限は航行の予定期日の24時間前となっている。

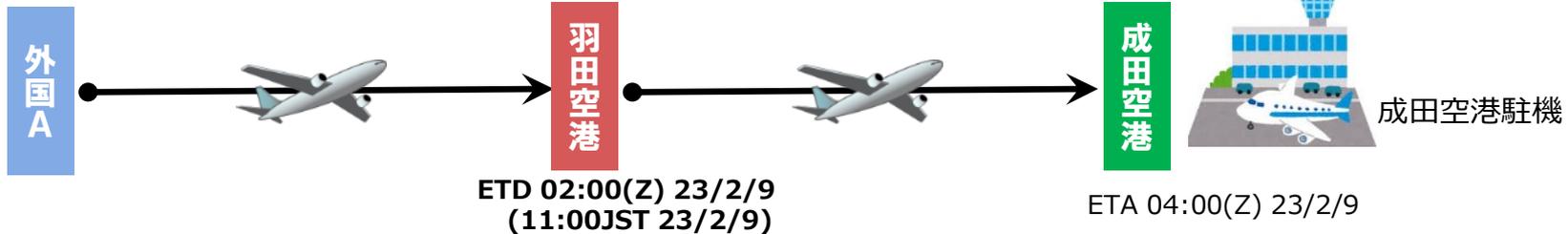
この場合、「国内A」空港の出発日は2月9日であるため、申請期限は前日の2月8日11:00となる。



【事例④】 空輸便(フェリー)で羽田空港～成田空港間を移動する場合

ETD 22:00(Z) 23/2/5

ETA 04:00(Z) 23/2/6


 ETD 02:00(Z) 23/2/9
(11:00JST 23/2/9)

ETA 04:00(Z) 23/2/9

◎申請期限の考え方

通達により申請期限は航行の予定期日の24時間前となっている。

この場合、「羽田空港」の出発日は2月9日であるため、申請期限は前日の2月8日11:00となる。



国土交通大臣殿

申請番号: XXA-001
日付: 令和2年1月3日

申請者: ABC AVIATION LTD
XXX, XXXX, U.S.A
代表者: XXXX XXXXX
申請代理人: XXXX アビエーション株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○

外国航空機の国内使用許可申請書

標記について、航空法第127条ただし書及び同法施行規則第231条の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

記

1. 氏名及び住所並びに国籍

氏名: ABC AVIATION LTD
住所: XXXXXX, XXXXXXXX,
国籍: U.S.A.

2. 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号

下記のいずれか1機

国籍: U.S.A
型式: GLF6

登録記号	N12345	N23456	N34567	N45678
呼出符号				

3. 運航地域(離着陸しようとする空港の名称)

DEP SAN JOSE, USA (KSJC)
ARR HANEDA, JAPAN (RJTT) 06 JAN

国内使用
HANEDA
KUMAMOTO
KANSAI

代替空港
CHUBU CENTRAIR
FUKUOKA

DEP KUMAMOTO, JAPAN (RJTF) 12 JAN
ARR HONG KONG, CHINA (VHHH)

4. 使用の目的・明細

東京国際空港: 商用の為(無償運航)
熊本空港: 商用の為(無償運航)
関西国際空港: 機体駐機及び給油の為(無償運航)

5. 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格

機長: XXXX XXXXX / U.S.A / ATPL 2345678
副操縦士: XXXXX XXXX / U.S.A / CPL 2323232

6. 使用開始予定期日及び使用期間

国内使用(移動)を 開始する日: 令和2年1月 8日
終了する日: 令和2年1月10日
予備: +3日間

7. 支援整備及び地上支援会社等

東京国際空港: XX アビエーション株式会社
熊本空港: XXX 航空株式会社 熊本空港支店
関西国際空港: XX アビエーション株式会社 関西空港事務所
中部国際空港: XX アビエーション株式会社
福岡国際空港: XX アビエーション株式会社

8. その他

国内使用 搭乗者名: XXXX XXXXX / U.S.A / CEO OF XYZ CO LTD 他4名
※当該機は全てXYZ社の所有機であり、ABC AVIATION LTDへ運航委託しています。

9. 担当者連絡先

連絡先: XXXX アビエーション株式会社 担当者: ○○ ○○
TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

以上

Ⅱ-5 有償運送(オウンスチャーター)

(航空法第130条の2)

II-5 有償運送(オウンユースチャーター)

【1】申請対象

- 外国籍の航空機が、法第126条第1項第1号又は第2号に掲げる航行により本邦内に到着 又は本邦内から出発する旅客の有償運送をする場合。
- 主な事例
 - ・東京での商用のため、有償運送にて外国Aから羽田空港に到着、その後、外国Bでの商用のため羽田空港を出発する場合。
 - ・外国Cでの商用のため、有償運送にて羽田空港から出発する場合。

【2】申請手続き

(1) 申請期限

区分	申請期限	起点日時	留意事項
日本に事務所又は申請代理人を置いていない場合	航行の予定期日の30日前 まで (法施行規則第234条の2)	出発地(技術着陸は含まない)の出発日時を日本時間に直し、これを起点とする。	
日本に事務所又は申請代理人を置いている場合で商用・観光・医療目的の場合	航行の予定期日の3日前 まで (法施行規則第234条の2)、 通達「令和5年5月30日付国空国第718号制定」	上記に同じ 【参照】事例①,②,③,④,⑥,⑦,⑧	
商用・観光・医療目的でかつ、緊急やむを得ない事情がある場合	航行の予定期日の24時間前 まで 通達「令和5年5月30日付国空国第718号制定」	上記に同じ 【参照】事例⑤	・やむを得ない事情が発生したと認められない場合もあり。
急患搬送の場合で24時間前までに申請できない場合	事案がわかり次第 ・通達「令和5年5月30日付国空国第718号制定」	上記に同じ	※申請事項が未確定であっても、事案がわかり次第、申請窓口にご連絡してください。

II-5 有償運送(オウンユースチャーター)

(2) 申請に必要な書類及び記載事項

主な必要書類	主な確認事項等	申請書に記載する事項
申請書	チャーター契約書と申請事項が一致しているか。	●航空法施行規則第234条の2に規定される事項
チャーター契約書の写し	契約者・被契約者氏名、運送行程（離着陸の場所・日時）、契約料金、使用航空機の型式、搭乗者数、契約日	●その他国土交通大臣が必要と認める事項
チャーター契約の代理人を証明する書類の写し ※契約事務を代理人に委託している場合のみ提出	委任者名、被委任者名、委任事項、委任日	①航空機落下物防止対策の誓約 ②航空機落下物被害者救済の同意 ③有償運送保安計画の内容
航空事業許可書の写し ※事業形態が明記されていない場合には「運航に関する仕様書」の写しも提出。	発行機関、事業者名、事業形態、有効期限	※①②は急患搬送の場合は提出不要 ※記載方法については、 サンプル様式_06及び07 を参照。
航空機の登録証明書の写し	発行機関、登録記号、型式、有効期限、発行日	★留意事項 ✓ 添付書類についてはチェックリストを活用するなどし添付漏れの無いようにご協力ください。 ✓ 添付書類が不鮮明である場合には再提出を求めますので、確認事項が鮮明であるか確認をお願いします。 ✓ 国際航行に接続する国内区間の有償運送をおこなう場合、その運送区間と区間の搭乗者名を申請書に附記してください。
航空機の対空証明書の写し	発行機関、登録記号、型式、有効期限、発行日	
航空機の騒音証明書の写し	発行機関、登録記号、型式、騒音認定基準、有効期限、発行日	
T C A S (A C A S) 装備状況を証明する書類の写し ※適合が無い場合は航空法第60条ただし書の許可の証明	型式、装備状況	
乗員資格証明書の写し	発行機関、氏名、生年月日、操縦資格種類、英語能力、有効期限	
航空身体検査証明書の写し	発行機関、氏名、生年月日、検査証明種類、有効期限	
航空機の保険証明書の写し ※急患搬送は提出不要	保険者名、被保険者名、保険対象航空機、第三者損害補償内容、保険期間	
MEDICAL REPORT ※急患搬送のみ提出	発行者又は機関、患者名、患者の様態	
NOTICE OF CONSISTENCY ※米国航空会社による米国内と羽田空港間のチャーターのみ提出	発行機関、事業者名、運送行程（離着陸の場所・日時）	

航空機落下物防止対策について、以下の内容を申請書に記載すること

- 平成31年3月15日以降の申請から、毎回の申請で記載が必要。(別添誓約書としての提出も可能。)

航空機落下物防止対策の内容

下記の措置を講じていることを誓約する。

- A) 飛行規程及び製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って項目を定めた日常点検を飛行前及び飛行後に確実に実施する。
- B) 製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って定時点検を確実に実施する。
- C) 部品等の脱落の防止に有効と考えられる次の対策を実施する。
 - (ア) 給排水作業実施時における給排水パイプ内の残留水の水切りについて、整備関係者及びサービス委託業者に注意喚起し、その徹底を図ること。また、作業実施後には給排水パネルが適切に閉扉されていることを確認する。
 - (イ) 給排水系統の漏洩及び機能について定期的に点検を行うこと。特に、着氷の恐れのある胴体部位のドレイン・バルブについては定期的にクリーニングを実施する。
 - (ウ) 貨物搭載時等において、貨物の上面に溜まった雨水や積雪等を除去すること。また、貨物室ドア及び貨物室内に水等が溜まっていないことを確認する。
 - (エ) 部品等の脱落の防止に有効な対策と考えられる技術的資料(サービス・ブレイキン等)については、積極的にこれを採用するよう努める。
 - (オ) 前項に規定する技術的資料のほか、発動機のケースを破片が貫通し、又は発動機の内部において大規模な破損が生じるような発動機の破損については、破損した部品が脱落し地上又は水上の人又は物件の安全が損なわれるおそれがあるため、部品等脱落防止措置を要するものとして発動機に関する技術的資料を採用するよう努める。

航空機落下物被害者救済について、以下の内容を申請書に記載するとともに「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取り決めについての同意確認書を提出すること。

- 平成31年3月15日以降の申請から、申請書への記載は毎回必要。
- 同意確認書は平成31年3月15日以降、初回の申請では原本の提出が必須。2回目以降の申請においては、省略可能。(事業廃止等による脱退が無い限り、有効)

【申請書への記載】

航空機落下物被害者救済の内容

〇〇〇年〇月〇日付、同意確認書のとおり

【同意確認書 様式】

「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについて同意することを確認する。

この確認書への署名は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。
また、この確認書の正本は、便宜上、国土交通省航空局において保管されることを確認する。

年 月 日

(署名) / (法人名) / (職名)

航空機落下物による被害の救済に関する協定書（抜粋）

この協定書に署名する者は、平成31年3月30日以降において日本国内に存する空港における離着陸に伴い、航空機部品の脱落、氷塊の落下その他の航行中の航空機から物体の落下が発生した場合において、人の生命若しくは身体又は財産に損害（以下「航空機落下物損害」という。）が生じた際に、その損害の補償に要する費用の負担に関し、下記取決めについて同意することを確認する。

1. 航空機落下物損害を生じさせた航空機（以下「原因航空機」という。）を一に特定できず、当該損害に対する補償の責任を有すべき者を特定できない場合において、国土交通省地方航空局に設置される航空機落下物確認委員会が、原因航空機として推定可能な航空機（以下「認定航空機」という。）を決定したときは、認定航空機の使用者は、当該損害の補償に要する費用のうち、認定航空機の数に応じて按分して得た額を負担するものとする。
2. 航空機落下物確認委員会による認定航空機の決定は、1. に記載する負担に関し、強制力を有する。

この協定書への署名等は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。また、この協定書の正本は、便宜上、国土交通省航空局において保管されることを確認する。

II-5 有償運送(OWNユースチャーター) 有償運送保安計画

保安計画について、以下の内容を申請書に記載すること。

- 令和4年3月10日以降の運航に係る申請から、申請書への記載は毎回必要。

○本申請にあたっての有償運送保安計画は「航空法第130条の2の許可を受けようとする者（外国の国籍を有する航空機により本邦内で発着する旅客等の有償の運送を行おうとする者）の有償運送保安計画作成要領」に従い以下のとおりとする。

- ① 「航空法第130条の2の許可を受けようとする者（外国の国籍を有する航空機により本邦内で発着する旅客等の有償の運送を行おうとする者）の有償運送保安計画作成要領」別紙○に従う。
- ② 緊急時の本社保安担当責任者・担当者連絡先：氏名及び連絡先を記載
- ③ 緊急時の日本国内における保安担当責任者・担当者連絡先：氏名及び連絡先を記載

申請書の添付書類の取扱等 (R1. 8. 1～)

添付書類の取扱いについて

- **運航者、機材、乗員等に関する書類について、一度提出された書類が有効である限り、再度の提出は不要**です。
 - * 何らかの有効期限が付されている場合、その期限まで再提出不要
 - * 期限が無い場合、変更・更新等されるまで再提出不要
- 期限内であっても、内容を変更・更新している場合は、最新版を改めて提出して下さい。

申請書への記載について (サンプル様式_06, 06-2, 07を参照)

- 申請書の記載について「**事前提出のとおり**」とだけ記載することは不可です。
- 使用機材・乗員等を明記することは必要ですが、予備機材・乗員等含め、「下記のとおり」又は「別添のとおり」とすることは可です。
- また、**証明書類等提出済みであることが分かるよう、(提出済)などの記載**をお願いします。

許可の取扱い

- 申請書に記載されている機材・乗員間での変更は許可の範囲内とします。
- なお、予備機材、乗員の数に上限は設定しません。

事前の提出等

- **申請する可能性のある機材・乗員等について、事前の提出を受け付けます。**
 - * 事前に機材・乗員等の情報を提出し、登録を受けることにより、毎回の申請において証明書類の添付を省略することができます。
- 詳細は申請窓口までお問い合わせ下さい。

II-5 有償運送(オウンユースチャーター) よくある書類の不備の例

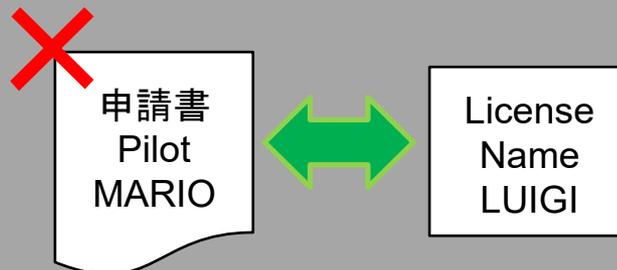
申請書類に不備がある場合、申請を受理することができません。
必ず、提出前にチェックリストを活用するなどし、
申請書類に不備がないか確認をお願いします。

ライセンス, 耐空証明, 保険証明
の有効期限が切れている。



今日は2016.10.28

申請書の記載と添付書類が一致しない。
申請書の記載と申請の概要の記載が一致しない。



書類が黒くなっていて字が見えない



英語能力を確認することが出来ない。



英語能力は？

II-5 有償運送(オウンユースチャーター)

【事例①】 外国から出発して日本に到着する航空機(商用目的, 医療目的)

 ETD 22:00(Z) 23/2/5
(07:00JST 23/2/6)


ETA 02:00(Z) 23/2/6


◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合、出発地である外国Aの日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は2月3日となる。

1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6
------	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

【事例②】 日本から出発して外国に到着する航空機(商用目的, 医療目的)

 ETD 01:00(Z) 23/2/12
(10:00JST 23/2/12)


ETA 06:00(Z) 23/2/12


◎申請期限の考え方

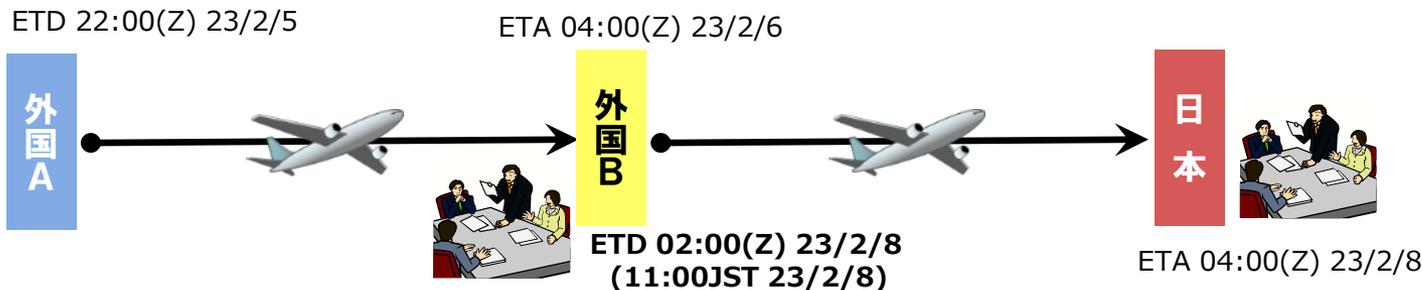
法令により申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合、日本の出発日時を日本時間に置き換えると2月12日となるため、申請期限は2月9日となる。

2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------

II-5 有償運送(オウンユースチャーター)

【事例③】 外国Aを出発し、外国Bを経由して日本に到着する場合(商用・観光・医療目的)



◎申請期限の考え方

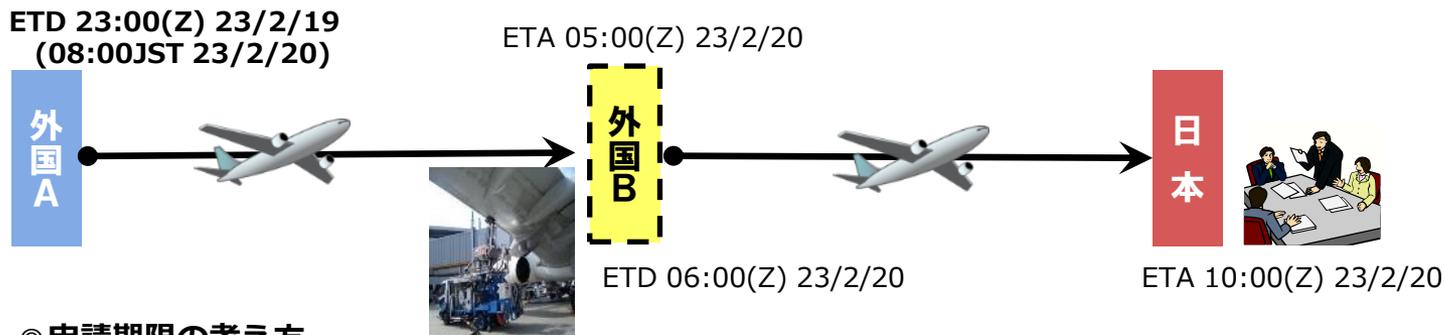
法令により申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合、庸機者は「外国B」も商用目的であるため、「外国B」を起点とする。

よって、「外国B」の出発日時を日本時間に置き換えると2月8日となるため、申請期限は2月5日となる。

1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8
------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

【事例④】 外国Aを出発し、外国Bを経由(技術着陸)して日本に到着する場合(商用・観光・医療目的)



◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合、「外国B」では燃料給油等による技術着陸のみであり、航行の出発地(起点)は「外国A」となる。

よって、「外国A」の出発日時を日本時間に置き換えると2月20日となるため、申請期限は2月17日となる。

2/9	2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20
-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

【事例⑤】 緊急で外国から出発して日本に到着する航空機(商用目的, 医療目的)

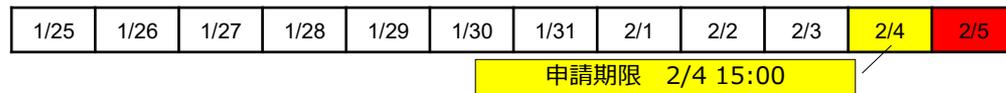
ETD 06:00(Z) 23/2/5
(15:00JST 23/2/5)



◎ 申請期限の考え方

通達により申請期限は航行の予定期日の24時間前となっている。

この場合, 外国Bの出発日時を日本時間に置き換えると2月5日15:00となるため, 申請期限は2月4日15:00となる。



II-5 有償運送(オウンユースチャーター)

【事例⑥】 外国から出発し、一定の要件(※)の下での国内移動をする場合(商用目的, 医療目的)

ETD 22:00(Z) 23/2/5
(07:00JST 23/2/6)

ETA 04:00(Z) 23/2/6



カボタージュに留意

◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合, 1番目の商用目的地である「国内A」に向けての出発地である「外国A」を起点とする。

よって, 「外国A」の出発日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため, 申請期限は2月3日となる。

1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9
------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

【事例⑦】 一定の要件(※)の下で国内移動をし、外国に出発する場合(商用目的, 医療目的)

ETD 01:00(Z) 23/2/25
(10:00JST 23/2/25)

ETA 02:00(Z) 23/2/25



カボタージュに留意

◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合, 1番目の商用目的地である「国内B」に向けての出発地である「国内A」を起点とする。

よって, 「国内A」の出発日時を日本時間に置き換えると2月25日となるため, 申請期限は2月22日となる。

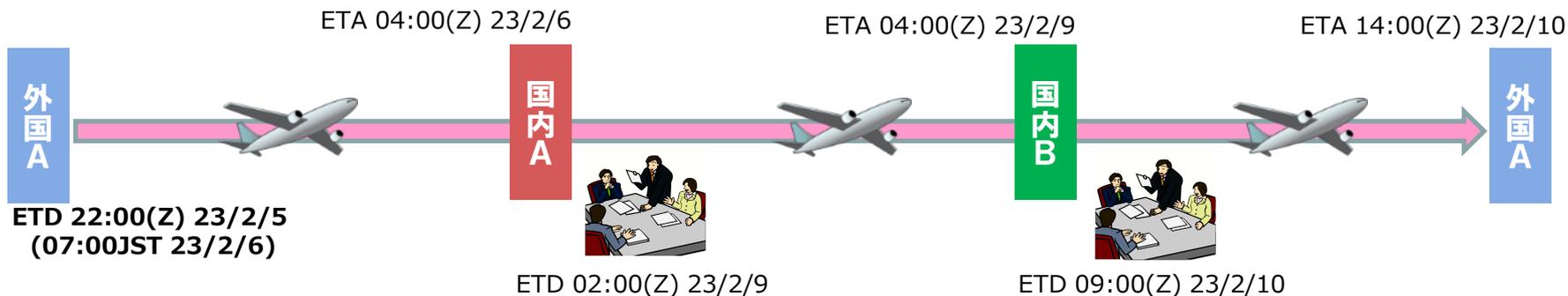
2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

※同一の使用機材及び同一の搭乗者に限定, 国際運航と一連の航行として契約(国内移動のみの契約となっていない)等となっていること。また, 国内区間のみの搭乗は認められないので注意すること。

「外国A」から搭乗した者の一部が, 「国内A」で降機すること又は, 「国内B」から「外国B」に向けて, 新たな者が搭乗することを妨げない。

II-5 有償運送(オウンユースチャーター)

【事例⑧】 外国から出発し、一定の要件(※)の下での国内移動をし外国に出発場合(商用目的, 医療目的)



◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合、1番目の商用目的地である「国内A」に向けての出発地である「外国A」を起点とする。

よって、「外国A」の出発日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は2月3日となる。

1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10
------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

※同一の使用機材及び同一の搭乗者に限定、国際運航と一連の航行として契約（国内移動のみの契約となっていない）等となっていること。

また、国内区間のみの搭乗は認められないので注意すること。

「外国A」から搭乗した者の一部が、「国内A」で降機することを妨げない。

カボタージュに留意すること

サンプル様式_06

申請番号: XXA-001
令和〇年9月4日

国土交通大臣殿

申請者: ABC AVIATION LTD
XXX, XXXX, U.S.A
代表者: XXXXX XXXXXX
申請代理人: XXXX アビエーション株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○

外国航空機の有償運送許可申請書

標記について、航空法第130条の2及び同法施行規則第234条の2の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

記

1. 氏名及び住所並びに国籍

氏名: ABC AVIATION LTD
住所: XXXXXXX, XXXXXXXX,
国籍: U.S.A.

2. 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号

3. 下記のいずれか1機

国籍: U.S.A.

呼出符号: ABC9123 / ABC123

型式	G150	G150	ASTR	ASTR	ASTR
登録記号	N123A	N234A	N345A	N456A	N567A

N123A, N234A, N345A は関連書類事前提出済み

4. 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格

機長: XXXX XXXXX / U.S.A / ATPL 2345678
副操縦士: XXXXX XXXX / U.S.A / CPL 2323232

※関連書類は全員分提出済み

5. 当該運送を必要とする理由

救急患者搬送の為

6. 有償で運送しようとする旅客の氏名、国籍及び用機者名

患者: XXXX XXXXX / U.S.A / XX歳 / 男性

病状等: 患者は旅行で日本滞在中・・・により、入院・治療をしていましたが、一度状態が安定したところで XXXX に帰国し、治療を進めることになりました。帰国に際しては・・・の理由により定期便の利用は難しく、また・・・のため患者輸送専用機材を使用することになりました。

搬送元病院: XXXXX

付き添い: 1名(患者の家族)

メディカルクルー: 3名

用機者: XYZ INTERNATIONAL

住所: △△△ □□□ U.S.A

サンプル様式_06

7. 旅客又は貨物の運賃又は料金の種別及び価額

運航区間: MUMBAI - HONG KONG - KANSAI - ANCHORAGE - SEATTLE
運送区間: KANSAI - ANCHORAGE - SEATTLE
チャーター料金: USD ***,000.-

8. 航行の経路、有償で旅客又は貨物を運送しようとする区間及び航行の日時

ABC9123

ETD MUMBAI, INDO (VABB) 04 SEP / 1730Z
ETA HONG KONG, CHINA (VHHH) 04 SEP / 2300Z
ETD HONG KONG, CHINA (VHHH) 05 SEP / 1100Z
ETA KANSAI, JAPAN (RJBB) 05 SEP / 1345Z (05 SEP / 2245(I))

ABC123

ETD KANSAI, JAPAN (RJBB) 06 SEP / 1000Z (06 SEP / 1900(I))
ETA ANCHORAGE, USA (PANC) 07 SEP / 0100Z
ETD ANCHORAGE, USA (PANC) 07 SEP / 0200Z
ETA SEATTLE, USA (KSEA) 07 SEP / 0500Z

予備期間: +24 時間

※VABB-VHHH 間は乗員のみフライト

VHHH-RJBB 間は乗員及びメディカルクルーのみフライト
ANCHORAGE はテクニカルランディング(給油)

9. 支援整備及び地上支援会社等

関西国際空港: XXX アビエーション株式会社

10. 本邦内に事務所又は代理人を置いている場合はその氏名及び住所

代理人: XXXX アビエーション株式会社 担当者: ○○ ○○
TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

添付書類(有効期限内であることが確認できること)

- ①チャーター契約書(オウンユースであることが確認できること)
- ②使用航空機の登録証明書(未提出分のみ)
- ③使用航空機の耐久証明書(未提出分のみ)
- ④使用航空機の騒音証明書(未提出分のみ)
- ⑤使用航空機の保険証明書(未提出分のみ)
- ⑥-1 航空機事業許可証(提出済み)
- ⑥-2 運航に関する仕様書(提出済み)(必要に応じて)
- ⑦乗員資格証明書、航空英語能力証明書及び乗員身体検査証明書(1種)(提出済み)
- ⑧申請委任状(運航者(本来申請者)から代理申請者に対するもの)
- ⑨T C A S 証明書(提出済み)
- ⑩NOTICE OF CONSISTENCY(必要に応じて)
- ⑪MEDICAL REPORT

※上記は添付した書類の項目であるため、添付の必要が無い場合は項目を削除して申請すること。

以上

II-5 有償運送(オウンユースチャーター) サンプル様式_06 (例:急患搬送)

サンプル様式_06

10. その他

(1) 航空機落下物防止対策の内容

下記の措置を講じていることを誓約する。

- A) 飛行規程及び製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って項目を定めた日常点検を飛行前及び飛行後に確実に実施する。
- B) 製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って定時点検を確実に実施する。

※急患搬送の場合には、「航空機落下物防止対策の誓約」及び「航空機落下物被害者救済の同意」の措置は記載不要。

（初回）別添のとおり
（2回目以降）〇〇年〇月〇日付 同意確認書のとおり

(2) 航空機落下物被害者救済の内容

（初回）別添のとおり

（2回目以降）〇〇年〇月〇日付 同意確認書のとおり

(3) 本申請にあたっての有償運送保安計画は「航空法第130条の2の許可を受けようとする者（外国の国籍を有する航空機により本邦内で発着する旅客等の有償の運送を行おうとする者）の有償運送保安計画作成要領」に従い以下のとおりとする。

- ① 「航空法第130条の2の許可を受けようとする者（外国の国籍を有する航空機により本邦内で発着する旅客等の有償の運送を行おうとする者）の有償運送保安計画作成要領」別紙5に従う。
- ② 緊急時の本社保安担当責任者・担当者連絡先：氏名及び連絡先を記載
- ③ 緊急時の日本国内における保安担当責任者・担当者連絡先：氏名及び連絡先を記載

サンプル様式_06

外国航空機の有償運送許可申請の概要

航空会社名	ABC AVIATION LTD / USA		
航空機の国籍	U. S. A		
航空機の型式、登録記号	下記のいずれか1機 G150 G150 ASTR ASTR ASTR N123A N234A N345A N456A N567A		
当該運送を必要とする理由	チャーター形態	<input checked="" type="checkbox"/> オウンユース <input type="checkbox"/> アフィニティーチャーター <input type="checkbox"/> ITC <input type="checkbox"/> フォワードチャーター	
貨物・旅客便	用機者名	XYZ INTERNATIONAL	
運送しようとする人数 または貨物名・貨物量	人数	貨物名	量
	05	00	00
運賃	USD ***,000,-		
航行の経路及び便名・時間 ABC9123 ETD MUMBAI, INDO (VABB) 04 SEP / 1730Z ETA HONG KONG, CHINA (VHHH) 04 SEP / 2300Z ETD HONG KONG, CHINA (VHHH) 05 SEP / 1100Z ETA KANSAI, JAPAN (RJBB) 05 SEP / 1345Z (05 SEP / 2245(I)) ABC123 ETD KANSAI, JAPAN (RJBB) 06 SEP / 1000Z (06 SEP / 1900(I)) ETA ANCHORAGE, USA (PANC) 07 SEP / 0100Z ETD ANCHORAGE, USA (PANC) 07 SEP / 0200Z ETA SEATTLE, USA (KSEA) 07 SEP / 0500Z 予備期間：+24時間			
ハンドリング・エージェント	関西国際空港：XXアビエーション株式会社		
関係事務所との調整	調整中 調整済	関西空港事務所（9月4日）	
※国際航空課記入欄	許可年月日 許可番号	令和 年 月 日 国空国第 号	防衛省

サンプル様式_06-2

申請番号: XXA-001
日付: 令和〇年9月3日

国土交通大臣殿

申請者: ABC AVIATION LTD
XXX, XXXX, U.S.A
代表者: XXXXX XXXXXX
申請代理人: XXXX アビエーション株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○

外国航空機の有償運送許可申請書

標記について、航空法第130条の2及び同法施行規則第234条の2の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

記

1. 氏名及び住所並びに国籍
氏名: ABC AVIATION LTD
住所: XXXXXXX, XXXXXXXX,
国籍: U.S.A.
2. 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号
別紙のいずれか1機
3. 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格
別紙のいずれか2名又は3名
4. 当該運送を必要とする理由
商用の為
※緊急申請の場合、詳細理由(3日前を切った理由を含め)を記載すること。
例) 9月5日の東京における商談案件が、本日9月3日急遽発生したため 等
5. 有償で運送しようとする旅客の氏名、国籍及び用機者名
搭乗者: XXXX XXXXX / U.S.A / CEO OF XYZ CO LTD 他4名
用機者: XYZ CO LTD
住所: △△△ □□□ U.S.A
6. 旅客又は貨物の運賃又は料金の種別及び額
運航区間: MUMBAI - HONG KONG - BEIJING - HANEDA - HONG KONG
有償区間: MUMBAI - HONG KONG - BEIJING - HANEDA - HONG KONG
チャーター料金: USD ***, 000.-
7. 航行の経路、有償で旅客又は貨物を運送しようとする区間及び航行の日時
※北京(BEIJING)が乗員休息や技術着陸目的であった場合、香港出発日時を申請期限の

サンプル様式_06-2

起点とする。その場合、9月4日が申請期限となる。

**** ライブ区間 ****

ETD MUMBAI, INDO	(VABB)	06 SEP / 1730Z	
ETA HONG KONG, CHINA	(VHHH)	06 SEP / 2300Z	
ETD HONG KONG, CHINA	(VHHH)	07 SEP / 1100Z	
ETA BEIJING, CHINA	(ZBAA)	07 SEP / 1345Z	
ETD BEIJING, CHINA	(ZBAA)	08 SEP / 1000Z	
ETA HANEDA, JAPAN	(RJTT)	08 SEP / 1305Z	(08 SEP / 2205(I))
ETD HANEDA, JAPAN	(RJTT)	10 SEP / 1230Z	(10 SEP / 2130(I))
ETA HONG KONG, CHINA	(VHHH)	10 SEP / 1730Z	

予備期間: +72 時間

※72 時間を超える予備期間を設定する場合、理由を具体的に記載すること

例) 予備期間: 9月15日まで

理由: 東京における日程調整中の商用があり、滞在を延長する見込みがあるため

8. 支援整備及び地上支援会社等
東京国際空港: XX アビエーション株式会社 羽田事務所
9. 本邦内に事務所又は代理人を置いている場合はその氏名及び住所
代理人: XXXX アビエーション株式会社 担当者: ○○ ○○
TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX
10. その他
 - (1) 航空機落下物防止対策の内容
下記の措置を講じていることを誓約する。
 - A) 飛行規程及び製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って項目を定めた日常点検を飛行前及び飛行後に確実に実施する。
 - B) 製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って定時点検を確実に実施する。
 - C) 部品等の脱落の防止に有効と考えられる次の対策を実施する。
 - (ア) 給排水作業実施時における給排水パイプ内の残留水の水切りについて、整備関係者及びサービス委託業者に注意喚起し、その徹底を図ること。また、作業実施後には給排水パネルが適切に閉扉されていることを確認する。
 - (イ) 給排水系統の漏洩及び機能について定期的に点検を行うこと。特に、着水の恐れのある胴体部位のドレイン・バルブについては定期的にクリーニングを実施する。
 - (ウ) 貨物搭載時等において、貨物の上面に溜まった雨水や積雪等を除去すること。また、貨物室ドア及び貨物室内に水等が溜まっていないことを確認する。
 - (エ) 部品等の脱落の防止に有効な対策と考えられる技術的資料(サービス・プレティン等)については、積極的にこれを採用するよう努める。
 - (オ) 前項に規定する技術的資料のほか、発動機のケースを破片が貫通し、又は発動機の内部において大規模な破損が生じるような発動機の破損については、破損した部品が脱落し地上又は水上の人又は物件の安全が損なわれるおそれがあるため、部品等脱落防止措置を要するものとして発動機に関する技術的資料を採用するよう努める。

サンプル様式_06-2

- (2) 航空機落下物被害者救済の内容
(初回) 別添のとおり
(2回目以降) ○○年○月○日付 同意確認書のとおり
- (3) 本申請にあたっての有償運送保安計画は「航空法第130条の2の許可を受けようとする者(外国の国籍を有する航空機により本邦内で発着する旅客等の有償の運送を行おうとする者)の有償運送保安計画作成要領」に従い以下のとおりとする。
- ① 「航空法第130条の2の許可を受けようとする者(外国の国籍を有する航空機により本邦内で発着する旅客等の有償の運送を行おうとする者)の有償運送保安計画作成要領」別紙5に従う。
 - ② 緊急時の本社保安担当責任者・担当者連絡先: 氏名及び連絡先を記載
 - ③ 緊急時の日本国内における保安担当責任者・担当者連絡先: 氏名及び連絡先を記載

添付書類(有効期限内であることが確認できること)

- ①チャーター契約書(オウンユースであることが確認できること)
- ②使用航空機の登録証明書(未提出分, 更新分のみ)
- ③使用航空機の耐空証明書(未提出分のみ)
- ④使用航空機の騒音証明書(未提出分のみ)
- ⑤使用航空機の保険証明書(未提出分のみ)
- ⑥-1 航空機事業許可証(提出済み)
- ⑥-2 運航に関する仕様書(必要に応じて)
- ⑦乗員資格証明書, 航空英語能力証明書及び乗員身体検査証明書(1種)(未提出分, 更新分のみ)
- ⑧申請委任状(運航者(本来申請者)から代理申請者に対するもの)(提出済み)
- ⑨TCAS証明書(未提出分のみ)
- ⑩NOTICE OF CONSISTENCY(必要に応じて)
- ⑪「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについての同意確認書(必要に応じて)

※上記は添付した書類の項目であるため, 添付の必要が無い場合は項目を削除して申請すること。

以上

サンプル様式_06-2

外国航空機の有償運送許可申請の概要

航空会社名	ABC AVIATION LTD / USA		
航空機の国籍, 型式, 登録記号, 呼出符号	別紙のうち, いずれか1機		
当該運送を必要とする理由	チャーター形態	<input checked="" type="checkbox"/> オウンユース <input type="checkbox"/> アフィニティーチャーター <input type="checkbox"/> ITC <input type="checkbox"/> フォワードチャーター	
貨物・旅客便	用機者名	XYZ CO LTD	
運送しようとする人数	人数	貨物名	量
または貨物名・貨物量	05	00	00
運賃	USD ***, 000.-		
航行の経路・時間 **** ライブ区間 **** ETD MUMBAI, INDO (VABB) 06 SEP / 1730Z ETA HONG KONG, CHINA (VHHH) 06 SEP / 2300Z ETD HONG KONG, CHINA (VHHH) 07 SEP / 1100Z ETA BEIJING, CHINA (ZBAA) 07 SEP / 1345Z ETD BEIJING, CHINA (ZBAA) 08 SEP / 1000Z ETA HANEDA, JAPAN (RJTT) 08 SEP / 1305Z (08 SEP / 2205(I)) ETD HANEDA, JAPAN (RJTT) 10 SEP / 1230Z (10 SEP / 2130(I)) ETA HONG KONG, CHINA (VHHH) 10 SEP / 1730Z 予備期間: +72 時間			
ハンドリング・エージェント	東京国際空港 : XXアビエーション株式会社 羽田事務所		
関係事務所との調整	調整中 調整済	東京空港事務所(9月1日)	
※国際航空課記入欄	許可年月日 許可番号	令和 年 月 日 国空国第 号	防衛省

サンプル様式_06-2

別紙

使用予定航空機

国籍	型式	登録記号	呼出符号	関連書類
U. S. A	GLF5	N1234	N1234	更新(登録証明) 提出済み
U. S. A	GLF5	N2345	N2345	提出済み
U. S. A	GLF6	N2468	N2468	提出済み
U. S. A	GLF4	N9876	N9876	提出済み
U. S. A	FA7X	N4567A	N4567A	添付のとおり
U. S. A	FA7X	N1357A	N1357A	添付のとおり
U. S. A	OL60	F1243C	F1243C	提出済み

機長並びに航空機乗務員

氏名	資格(発行国・地域、種類、証明書番号)			関連書類
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	456789	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	345678	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	234567	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	246813	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	468135	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	681357	添付のとおり
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	813579	更新(身体検査) 添付のとおり
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	876543	添付のとおり
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	543219	更新(身体検査) 添付のとおり
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	846297	添付のとおり

サンプル様式_07

申請番号：XXA-001
令和〇年 9月 3日

国土交通大臣殿

申請者：ABC AVIATION LTD
XXX, XXXX, U.S.A
代表者：XXXXX XXXXXX
申請代理人：XXXX アビエーション株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○

外国航空機の有償運送許可申請書

標記について、航空法第130条の2及び同法施行規則第234条の2の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

記

- 氏名及び住所並びに国籍
氏名：ABC AVIATION LTD
住所：XXXXXXX, XXXXXXXXX,
国籍：U.S.A.
- 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号
別紙のいずれか1機
- 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格
別紙のいずれか2名又は3名
- 当該運送を必要とする理由
商用の為
※緊急申請の場合、詳細理由(3日前を切った理由を含め)を記載すること。
例) 4月8日に東京で商談をすることが、本日4月6日に発生したため
- 有償で運送しようとする全旅客の氏名(役職等含む)、各搭乗者の搭乗区間、国籍及び用機者名
搭乗者：XXXX XXXXX / U.S.A / CEO OF XYZ CO LTD 他6名
用機者：XYZ CO LTD
住所：△△△ □□□ U.S.A
- 旅客又は貨物の運賃又は料金の種別及び額
運航区間：TETERBORO - ANCHORAGE - (ADAK) - HANEDA - NAHA - HONG KONG - MUMBAI
有償区間：TETERBORO - ANCHORAGE - (ADAK) - HANEDA - NAHA - HONG KONG - MUMBAI
チャーター料金：USD ***.000.-
- 航行の経路、有償で旅客又は貨物を運送しようとする区間及び航行の日時
※ADAKが技術着陸目的なので、アンカレッジ出発日時を申請期限の起点とする。その場合、9月6日が申請期限となる。

サンプル様式_07

**** ライブ区間 ****

ETD TETERBORO, USA	(KTEB)	06 SEP / 1730Z
ETA ANCHORAGE, USA	(PANC)	06 SEP / 2330Z
ETD ANCHORAGE, USA	(PANC)	08 SEP / 1800Z
ETA ADAK, USA	(PADK)	08 SEP / 2100Z ※テクラン
ETD ADAK, USA	(PADK)	08 SEP / 2200Z ※テクラン
ETA HANEDA, JAPAN	(RJTT)	09 SEP / 0600Z (09 SEP / 1500(I))
ETD HANEDA, JAPAN	(RJTT)	11 SEP / 0400Z (11 SEP / 1300(I))
ETA NAHA, JAPAN	(ROAH)	11 SEP / 0655Z (11 SEP / 1555(I))
ETD NAHA, JAPAN	(ROAH)	13 SEP / 0400Z (13 SEP / 1300(I))
ETA HONG KONG, CHINA	(VHHH)	13 SEP / 0630Z
ETD HONG KONG, CHINA	(VHHH)	15 SEP / 1815Z
ETA MUMBAI, INDO	(VABB)	16 SEP / 0045Z

予備期間：+72時間

※72時間を超える予備期間を設定する場合、理由を具体的に記載すること

例) 予備期間：9月20日まで

理由：東京及び那覇における日程調整中の商用があり、滞在を延長する見込みがあるため

- 支援整備及び地上支援会社等
東京国際空港：XX アビエーション株式会社 羽田事務所
那覇空港：XX アビエーション株式会社 那覇事務所
- 本邦内に事務所又は代理人を置いている場合はその氏名及び住所
代理人：XXXX アビエーション株式会社 担当者：○○ ○○
TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX
- その他
 - 航空機落下物防止対策の内容
下記の措置を講じていることを誓約する。
 - 飛行規程及び製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って項目を定めた日常点検を飛行前及び飛行後に確実に実施する。
 - 製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って定時点検を確実に実施する。
 - 部品等の脱落の防止に有効と考えられる次の対策を実施する。
 - 給排水作業実施時における給排水パイプ内の残留水の水切りについて、整備関係者及びサービス委託業者に注意喚起し、その徹底を図ること。また、作業実施後には給排水パネルが適切に閉扉されていることを確認する。
 - 給排水系統の漏洩及び機能について定期的に点検を行うこと。特に、着水の恐れのある胴体部位のドレイン・バルブについては定期的にクリーニングを実施する。
 - 貨物搭載時等において、貨物の上面に溜まった雨水や積雪等を除去すること。また、貨物室ドア及び貨物室内に水等が溜まっていないことを確認する。
 - 部品等の脱落の防止に有効な対策と考えられる技術的資料(サービス・プレティン等)については、積極的にこれを採用するよう努める。
 - 前項に規定する技術的資料のほか、発動機のケースを破片が貫通し、又は発動機の内部において大規模な破損が生じるような発動機の破損については、破損した部品が脱落し地上又は水上の人又は物件の安全が損なわ

サンプル様式_07

れるおそれがあるため、部品等脱落防止措置を要するものとして発動機に関する技術的資料を採用するよう努める。

- (2) 航空機落下物被害者救済の内容
(初回) 別添のとおり
(2回目以降) ○○年○月○日付 同意確認書のとおり
- (3) 本申請にあたっての有償運送保安計画は「航空法第130条の2の許可を受けようとする者(外国の国籍を有する航空機により本邦内で発着する旅客等の有償の運送を行おうとする者)の有償運送保安計画作成要領」に従い以下のとおりとする。
 - ① 「航空法第130条の2の許可を受けようとする者(外国の国籍を有する航空機により本邦内で発着する旅客等の有償の運送を行おうとする者)の有償運送保安計画作成要領」別紙5に従う。
 - ② 緊急時の本社保安担当責任者・担当者連絡先：氏名及び連絡先を記載
 - ③ 緊急時の日本国内における保安担当責任者・担当者連絡先：氏名及び連絡先を記載

- 添付書類(有効期限内であることが確認できること)
- ①チャーター契約書(オウンユースであることが確認できること)
 - ②使用航空機の登録証明書(未提出分、更新分のみ)
 - ③使用航空機の耐空証明書(未提出分のみ)
 - ④使用航空機の騒音証明書(未提出分のみ)
 - ⑤使用航空機の保険証明書(未提出分のみ)
 - ⑥-1 航空機事業許可証(提出済み)
 - ⑥-2 運航に関する仕様書(必要に応じて)
 - ⑦乗員資格証明書、航空英語能力証明書及び乗員身体検査証明書(1種)(未提出分、更新分のみ)
 - ⑧申請委任状(運航者(本来申請者)から代理申請者に対するもの)(提出済み)
 - ⑨TCAS証明書(未提出分のみ)
 - ⑩NOTICE OF CONSISTENCY(必要に応じて)
 - ⑪「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについての同意確認書(必要に応じて)
- ※上記は添付した書類の項目であるため、添付の必要が無い場合は項目を削除して申請すること。

以上

サンプル様式_07

有償運送区間、使用機材及び搭乗者名簿(申請番号:XXA-001)

有償運送区間 : TETERBORO - ANCHORAGE - (ADAK) - HANEDA - NAHA - HONG KONG - MUMBAI

	運送区間	使用航空機
A	TETERBORO- ANCHORAGE	別紙のいずれか1機
B	ANCHORAGE - (ADAK) - HANEDA	別紙のいずれか1機
C	HANEDA - NAHA	B運航の航空機
D	NAHA - HONG KONG	B及びC運航の航空機
E	HONG KONG - MUMBAI	別紙のいずれか1機

※契約としては国際から本邦国内まで一連のものであったとしても、航空機として本邦内各地間の有償輸送に終始するものは認められないことに留意すること。

搭乗者氏名	国籍	役職	搭乗区間
〇〇 〇〇	USA	最高経営責任者	A, B, C, D, E
〇〇 〇〇	USA	秘書	A, B, C, D, E
〇〇 〇〇	JAPAN	取締役専務	A, B, C
〇〇 〇〇	USA	社員	A, B, C
〇〇 〇〇	JAPAN	社員	B, C, D
〇〇 〇〇	USA	経営戦略部長	C, D, E
〇〇 〇〇	JAPAN	社員	D, E

サンプル様式_07

外国航空機の有償運送許可申請の概要

航空会社名	ABC AVIATION LTD / USA		
航空機の国籍、型式登録記号、呼出符号	別紙のいずれか1機		
当該運送を必要とする理由	チャーター形態	<input checked="" type="checkbox"/> オウンユース <input type="checkbox"/> アフィニティーチャーター <input type="checkbox"/> ITC <input type="checkbox"/> フォワードチャーター	
貨物・旅客便	用機者名	XYZ CO LTD	
運送しようとする人数	人数	貨物名	量
または貨物名・貨物量	07	00	00
運賃	USD ***.000.-		
航行の経路・時間 **** ライブ区間 **** ETD TETERBORO, USA (KTEB) 06 SEP / 1730Z ETA ANCHORAGE, USA (PANC) 06 SEP / 2330Z ETD ANCHORAGE, USA (PANC) 08 SEP / 1800Z ETA ADAK, USA (PADK) 08 SEP / 2100Z ※テクラン ETD ADAK, USA (PADK) 08 SEP / 2200Z ※テクラン ETA HANEDA, JAPAN (RJTT) 09 SEP / 0600Z (09 SEP / 1500(I)) ETD HANEDA, JAPAN (RJTT) 11 SEP / 0400Z (11 SEP / 1300(I)) ETA NAHA, JAPAN (ROAH) 11 SEP / 0655Z (11 SEP / 1555(I)) ETD NAHA, JAPAN (ROAH) 13 SEP / 0400Z (13 SEP / 1300(I)) ETA HONG KONG, CHINA (VHHH) 13 SEP / 0630Z ETD HONG KONG, CHINA (VHHH) 15 SEP / 1815Z ETA MUMBAI, INDO (VABB) 16 SEP / 0045Z 予備期間: +72 時間			
ハンドリング・エージェント	東京国際空港	XXアビエーション株式会社 羽田事務所	
	那覇空港	XXアビエーション株式会社 那覇事務所	
関係事務所との調整	調整中 調整済	東京空港事務所 (9月1日) 那覇空港事務所 (9月2日)	
※国際航空課記入欄	許可年月日 許可番号	令和 年 月 日 国空国第 号	防衛省

サンプル様式_07

別紙

使用予定航空機

国籍	型式	登録記号	呼出符号	関連書類
U. S. A	GLF5	N1234	N1234	更新(登録証明) 提出済み
U. S. A	GLF5	N2345	N2345	提出済み
U. S. A	GLF6	N2468	N2468	提出済み
U. S. A	GLF4	N9876	N9876	提出済み
U. S. A	FA7X	N4567A	N4567A	添付のとおり
U. S. A	FA7X	N1357A	N1357A	添付のとおり
U. S. A	CL60	F1243C	F1243C	提出済み

機長並びに航空機乗務員

氏名	資格(発行国・地域、種類、証明書番号)			関連書類
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	456789	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	345678	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	234567	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	246813	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	468135	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	681357	添付のとおり
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	813579	更新(身体検査) 添付のとおり
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	876543	添付のとおり
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	543219	更新(身体検査) 添付のとおり
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	846297	添付のとおり

II-5 有償運送(オウンユースチャーター) 添付書類のチェックリスト

外国航空機の有償運送許可申請(BJ機)の申請添付書類チェックリスト

添付書類	審査項目	適	否
①チャーター契約書 Charter Contract	1) CARRIER(運航者)とCHARTERER(用機者)が確認できること。(契約書を原則提出、必要事項が記載されていれば見積書等でも可。) 2) CHARTERERは実際の用機者であること。(用機者の代わりに仲介業者が契約をしている場合は、本来の用機者から仲介業者への契約締結代理の委任状等の関係性を示すものが必要。) 3) 運送の全行程が記載されていること。 4) チャーター料金が記載されていること。 5) 使用航空機の型式及び登録記号が記載されていること。(契約書において登録記号は後日決定する旨記載されている場合は、型式のみ記載されていれば良い。) 6) 本邦内各地間の旅客輸送がある場合には、全搭乗者名(役職等を含む)及び各搭乗者の運送区間が記載されていること。		
②航空機の登録証明書 Certificate of Registration	1) 発行人、発行機関が、それぞれ、使用航空機が国籍を有する外国(以下「登録国」という。)の航空安全当局であること。 2) 発行人が、登録国以外の国である場合、両国間に条約第83条の2に基づく協定が締結されていることが確認できること。 3) 国籍、登録記号及び航空機型式は、申請書の記載内容に合致すること。 4) 有効期限が付されている場合には、申請時において有効期限内であること。		
③航空機の耐空証明書 Certificate of Airworthiness	1) 発行人、発行機関が、それぞれ、航空機の登録国の航空安全当局であること。 2) 発行人が、登録国以外の国である場合、両国間に条約第83条の2に基づく協定が締結されていることが確認できること。 3) 国籍、登録記号及び航空機型式は、航空機登録証明書の記載内容に合致すること。 4) 有効期限が付されている場合には、申請時において有効期限内であること。		
④航空機の騒音証明書 Documents attesting noise certification	使用する航空機の騒音について、条約附属書第16第1巻の基準に適合していることを確認できること。(Chapter 3又は4に適合していることが確認できること。) 例1) 騒音基準適合証明書 例2) 耐空証明書による場合(耐空証明の要件として定められている場合)、当該ルール(法律等)の案文等 例3) その他の書類(申請書の飛行規程等)		
⑤航空機の保険証明書 Certificate of Insurance	1) 運航者が被保険者となっていること。 2) 使用航空機に保険が適用されることが確認できること。 3) 保険適用期間内であること。 4) 当該証明書に保険者のサイン又は印が記されていること。 5) 第三者損害賠償もカバーしていること。		
⑥-1事業許可証 Air Operator Certificate (AOC)	1) 発行人、発行機関が、それぞれ、運航社が国籍を有する外国の航空安全当局であること。 2) 有効期限が付されている場合には、申請時において有効期限内であること。 3) 事業許可証に記載された運航者名は、当該運航者であること。 4) 商業航空を承認する旨が記載されていること。なお、事業許可証に記載のない場合には、「⑥-2 運航に関する仕様書」において記載されていること。 5) 航空安全当局の責任者等のサイン又は印が記されていること。		
⑥-2運航に関する仕様書 Operations Specifications Issued by the State of Operator	1) 発行機関が事業許可証を発行した航空安全当局であること。 2) 事業許可証番号は、事業許可証に記載されたものと適合すること。 4) 運航の形態(旅客・貨物等)は、事業計画上の記載内容に適合すること。 5) 運航の地域は、事業計画上の記載内容に適合すること。 6) 航空安全当局の責任者等のサイン又は印が記されていること。		
※原則提出不要だが、必要に応じて提出を求める。			

外国航空機の有償運送許可申請(BJ機)の申請添付書類チェックリスト

添付書類	審査項目	適	否
⑦-1乗員資格証明書 Flight Crew Licenses	1) 発行人、発行機関が、それぞれ、登録国の航空安全当局であること。 ※VALIDATIONの場合は要注意 2) 発行人が登録国以外の国である場合、両国間に条約第83条の2に基づく協定が締結されていることが確認できること。 3) 当該運航に必要な資格及び型式限定であること。また、当該資格、型式限定に有効期限がある場合は、申請時において有効期限内であること。年齢も確認。		
⑦-2航空身体検査証明書 Flight Crew Medical Certificates	1) 発行人、発行機関が、それぞれ、登録国の航空安全当局であること。 2) 発行人が登録国以外の国である場合、両国間に条約第83条の2に基づく協定が締結されていることが確認できること。 3) 当該運航に必要な航空身体検査基準を満たしていること。また、申請時において有効期限内であること。		
⑧TCAS整備状況 Airborne Collision Avoidance System (ACAS)	1) 客席数が19又は最大離陸重量が5,700kgを超え、かつ、タービン発動機を装備した航空機の場合は、ACAS IIが整備されていること。 2) 上記1)に適合しない場合は、航空法第60条ただし書の許可を受けていること。		
⑨NOTICE OF CONSISTENCY (米国の運航会社が米国=羽田間を有償運送する場合のみ)	1) 申請書に記載されている米国の発着地と同一であること。 2) 申請書に記載されている航空機の型式、登録記号と同一であること。 3) 有効期限内であること。		
⑩MEDICAL REPORT (急患輸送の場合のみ)	1) 搬送元の病院の医師等が作成したものであることが確認できること。 2) 患者の病状等が記載されており、医療搬送用の機材で医師等の同伴がなければ当該患者搬送ができないことが確認できること。		

Ⅲ 参考資料

令和5年5月30日国土航空第718号（制定）

外国航空機に係る航空法施行規則第235条の4の規定の運用について

国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課長

外国航空機に係る航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「省令」という。）第235条の4の規定に基づく申請期間の特例の運用について、以下のとおり定める。

記

外国航空機の運航に係る申請のうち、別表の左欄に掲げる規定に定める期間経過後に行われた当該規定による申請で、同表の中欄に掲げる要件に該当するものは、同表の右欄の期日までの間に申請されたものについても、省令第235条の4の規定に基づき、有効なものとなす。

なお、申請に当たっては、使用空港におけるスロット等の調整及びC1Q官署との調整を了しておくこと。

附 則

- (1) この通達は、令和5年6月1日以降の運航について適用する。
- (2) 「航空法施行規則第230条の2、第231条及び第234条の2の規定に基づく申請に係る同規則第235条の4の運用について」（平成28年10月26日国土航空第4191号）は、廃止する。

別表

根拠規定	要件	期日
一 省令第230条の2（外国航空機の指定外空港等における離着陸の許可申請）	イ 次のいずれかに掲げる場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）の申請であること。 ① 医療目的で本邦に出入国する個人（随行者を含む。）のみを運送する場合 ② 観光目的で本邦に出入国する個人（随行者を含む。）のみを運送する場合 ③ 給油のみのために離着陸する場合	離着陸の予定期日の3日前
	ロ 次のいずれかに掲げる場合（ハに該当する場合を除く。）の申請であって、離着陸の予定期日の3日前までに申請を行うことができないことがやむを得ないと認められる事情があること。 ① 商用目的で本邦に出入国する個人又は法人の役員（これらの者に随行者を含む。）のみを運送する場合 ② イ①から③までのいずれかに掲げる場合	離着陸の予定期日の24時間前
	ハ 急患搬送のため離着陸する場合の申請であって、離着陸の予定期日の24時間前までに申請を行うことができないこと。	事案が分り次第
二 省令第231条（外国航空機の国内使用の許可申請）	イ 前号イ①から③まで又は同号ロ①のいずれかに掲げる場合（ロに該当する場合を除く。）の申請であって、使用開始の予定期日の3日前までに申請を行うことができないことがやむを得ないと認められる事情があること。	使用開始の予定期日の24時間前
	ロ 急患搬送のため使用する場合の申請であって、使用開始の予定期日の24時間前までに申請を行うことができないこと。	事案が分り次第
三 省令第234条の2（本邦内で発着する旅客等の運送の許可申請）	イ 第一号イ①又は②のいずれかに掲げる場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）の申請であること。	航行の予定期日の3日前
	ロ 第一号イ①若しくは②又は同号ロ①のいずれかに掲げる場合（ハに該当する場合を除く。）の申請であって、航行の予定期日の3日前までに申請を行うことができないことがやむを得ないと認められる事情があること。	航行の予定期日の24時間前
	ハ 急患搬送のため旅客を運送する場合の申請であって、航行の予定期日の24時間前までに申請を行うことができないこと。	事案が分り次第

平成 28 年 10 月 26 日国空事第 4192 号（制定）

成田国際空港と東京国際空港との間を運航する空輸便に関する
航空法施行規則第 231 条の規定に基づく申請に係る同規則第 235 条の 4 の運用について

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課長

1. 成田国際空港と東京国際空港との間を運航する外国航空機による空輸便に関する航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 231 条（法第 127 条ただし書に定める外国航空機の国内使用の許可に係る細則）に基づく申請に係る規則第 235 条の 4 に規定された申請期間の特例について、原則として、やむを得ないと認められるものとして、同条に規定された申請期間の特例に基づき、その使用開始の予定期日の 24 時間前までに申請されたものについて有効なものとみなすこととする。ただし、個別の事情を考慮してやむを得ないと認められない場合にあってはこの限りでない。
2. 1. に定めるところにより、規則第 231 条に規定された期間の経過後に申請を行う場合にあっては、やむを得ないと認められる場合である旨及び同条に規定された期間内に申請を行うことができなかつた理由について、所定の申請書に具体的に明記した上で、可及的速やかに所定の申請を行うこと。この場合、航行予定期日までの時間を勘案し、特に担当官署の休日においては、常識的な時間帯に担当官への連絡を行うこと。
3. 事案によっては、やむを得ないと認められない場合があるため、予定期日に確実に運航しようとする者は、同条に規定された期間内に申請を行うよう努めること。
4. 申請の時点までに、使用空港におけるスロット等の調整及び C I Q 官署との調整を了しておくこと。その際、いずれかの調整を開始した時点で、担当官に情報提供を行うこと。
5. 規則第 235 条の 4 に基づき、規則第 231 条に規定された期間の経過後に申請を行う場合にあっては、審査期間が特に短いところ、仮に申請書類に不足又は不備があり予定期日までに補正されない場合には、許可されないことから、申請書類に不足又は不備がないか、特に入念に確認した上で申請を行うこと。

（附則）（平成 28 年 10 月 26 日国空事第 4192 号）

この通達は、平成 28 年 10 月 28 日以降の運航について適用する。

平成 25 年 10 月 30 日国空事第 3529 号

国際ビジネスチャーターによる本邦内各地間の運送の取扱いについて

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課長

外国航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機を除く。以下同じ。）による国際チャーター便において、商用目的で本邦に出入国する個人又は法人の役員（これらの者に随行する者を含む。）（以下「役員等」という。）を有償で運送する際に、本邦内の各地間における有償の運送を行う場合の当該運送の取扱いは、以下のとおりとする。

1. 外国航空機が行う本邦内の各地間における有償運送について、以下の（1）から（4）を満たす場合には、当該運送は、航空法第 130 条の 2 に定める法第 126 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の航行（以下「国際航行」という。）に接続して行う本邦内の各地間における航行による有償運送とみなすものとする。
 - （1）商用目的で本邦に出入国する役員等のみの運送を行うものであること。
 - （2）当該運送が国際航行による有償運送とあわせて一連の運送を成すものであること。
 - （3）国際航行を含む一連の運送行程の全てにおいて同一の航空機が使用され、同一の者が搭乗するものであること。ただし、当該運送行程中の本邦内各地点において、法第 126 条第 1 項第 1 号の航行に接続した航行である場合に搭乗者の一部が降機すること又は同項第 2 号の航行に接続する航行である場合に新たな者が搭乗することを妨げない。
 - （4）（1）から（3）について確認するため、チャーター契約書等において、運送の全行程、運賃、全搭乗者名（役職等を含む）及び各搭乗者の運送区間並びに航空機の国籍記号及び登録記号を明示すること。
2. 1. により、国際航行に接続して行う本邦内の各地間における航行による有償運送とみなされる運送を行おうとする場合は、当該国際航行による有償運送と一体の国際チャーター便として、航空法第 130 条の 2 に基づく許可の申請を行うこと。

附 則（平成 25 年 10 月 30 日国空事第 3529 号）

本通達は、平成 25 年 10 月 31 日以降に申請があった国際チャーター便について適用する。

要注意事例

**ポイント：羽田，成田など，同一都市圏でも「異なる空港」として区別して扱う。
(関西・伊丹などの場合も同様)**

契約内容：海外地点→札幌→東京→大阪→海外地点

旅客の移動：海外地点→新千歳，新千歳→成田，羽田→関西，関西→海外地点

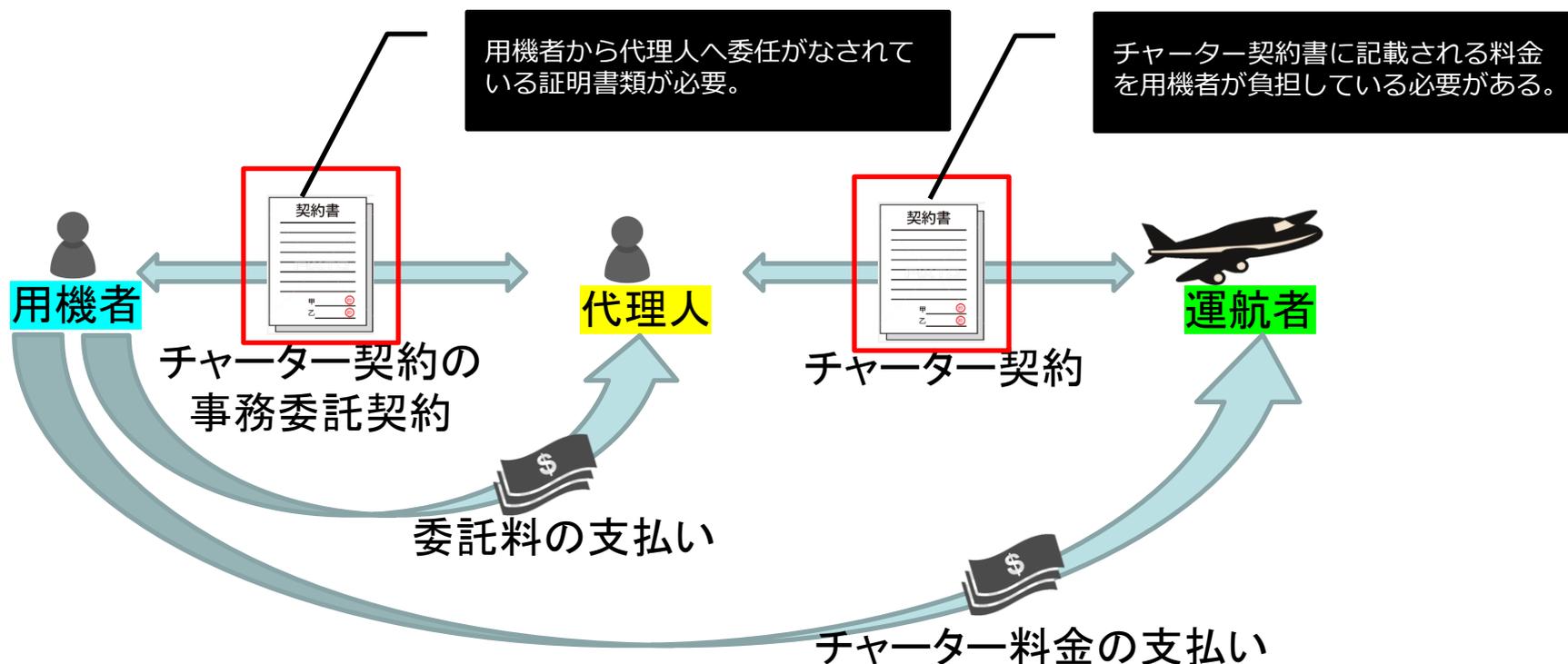
成田と羽田は同じ首都圏であるが、異なる空港として区分！

運航例	海外地点	新千歳	成田	羽田	関西	海外地点
1機のみ	★	→	→	Ferry →	→	★
航空機A	★	→				
航空機B		→	Ferry →	→	→	★
航空機A	★	→	Ferry →	→		
航空機B				→	→	★
航空機A	★		Ferry →	→		
航空機B		→	Ferry →	→	→	★

海外地点に接続しない有償運送のため運送不可。
カボタージュに該当！

●有償運送の考え方

- 通達「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」にて、「チャーターした部分の全部又は一部を、直接的又は間接的に転売又は販売しないこと。」としており、用機者は第三者へ転売又は販売することを禁止している。
- 用機者と運航者が直接契約をしていない場合は、転売等でないことを証明する書面の提出が必要。
例) 用機者から委託を受けた代理人が契約手続をおこなう場合



●軽微変更の報告で足りるもの（R3.11.1運用開始）

「軽微変更の報告（変更報告）」とは、許可を得た申請内容に変更があった場合に、変更の許可申請を要することなく、軽微な変更事項として変更があった旨を報告することで許可申請の情報を更新する処理をいいます。

※下表以外の変更は、基本的に変更申請が必要です。

※申請に明示された航行日時から72時間後ろ倒しを目安にした予備期間の設定は可能です。

※予備期間を72時間後ろ倒しを超えて設定する場合は、その理由を記載してください。

※申請に予備期間を明示して許可を得た場合、その予備期間内の変更であれば変更申請及び変更報告は不要です。

※申請に予備期間が明示せず許可を得た場合、航行の日時から24時間後ろ倒しの変更であれば変更申請及び変更報告は不要です。

※申請に許可対象外区間（許可の必要が無い区間）を明示して許可を得た場合、当該対象外区間の変更に係る変更申請及び変更報告は不要です。

※領空通過（本邦を離着陸しない航行）においての航行の日時の変更の場合、変更申請及び変更報告の要否は出発時間で判断します。

区分	航空法第126条第1項、 第2項の許可関係	航空法第126条第5項 ただし書の許可関係	航空法第127条 ただし書の許可関係	航空法第130条の2の 許可関係
無線局の呼出符号の変更	○	○	○	○
外国側使用空港の変更	○	○		× (変更申請が必要)
外国側発着時間の変更	24時間以内の前倒しに限り、 ○	○		24時間以内の前倒しに限り、 ○
日本側発着時間の変更	24時間以内の前倒しに限り、 ○	24時間以内の前倒しに限り、 ○		24時間以内の前倒しに限り、 ○
国内使用開始日の変更			24時間以内の前倒しに限り、 ○	
国内使用空港の変更			申請書に記載のある代替空港を使用する場合に限り、○	
乗員の変更	○	○	○	× (変更申請が必要)
搭乗旅客の変更	○	○	○	本邦内各地間で有償運送を行わない場合に限り、○
使用航路の変更（領空通過）	○			